

平成21年2月4日(水)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

2 協議又は報告事項

- (1) 平成21年度地方財政対策の概要について
- (2) 平成21年度当初予算(要求ベース)の概要について
- (3) 平成21年度当初予算要求内容について(質疑)
- (4) 使用料及び手数料の改定(案)について
- (5) 指定管理者候補の選定について
- (6) 第4次国土利用計画(岡山県計画)について
- (7) その他

○ 次回の委員会

・平成21年2月13日(金) 午前10時30分～

○ 閉 会

総務委員会資料

- 平成21年度地方財政対策の概要 P 1
- 平成21年度当初予算（要求ベース）の概要 P 2
- 使用料及び手数料の改定（案）について P 6
- 指定管理者候補の選定について P 8
〔別冊〕選定結果個表

平成21年2月4日

総務部

平成21年度地方財政対策の概要

		20年度	21年度(見込)	増 減	前年度比
地方財政計画の規模		83兆4,014億円	82兆5,557億円	△ 8,457 億円	△1.0%
主 な 歳 出	給与関係経費	22兆2,071億円	22兆1,271億円	△ 800 億円	△0.4%
	一般行政経費	26兆5,464億円	27兆2,608億円	7,144億円	2.7%
	うち一般行政経費(単独分)	13兆8,410億円	13兆8,285億円	△ 125 億円	△0.1%
	地域雇用創出推進費		5,000億円	5,000 億円	皆増
	投資的経費	14兆8,151億円	14兆617億円	△ 7,534 億円	△5.1%
	うち投資的経費(単独分)	8兆3,307億円	8兆808億円	△ 2,499 億円	△3.0%
公債費等を除いた 地方一般歳出		65兆7,626億円	66兆2,186億円	4,560億円	0.7%
主 な 歳 入	地方税 A	40兆4,703億円	36兆1,860億円	△4兆2,843億円	△10.6%
	地方譲与税 B	7,027億円	1兆4,618億円	7,591 億円	108.0%
	地方特例交付金等 C	4,735億円	4,620億円	△ 115 億円	△2.4%
	実質的な地方交付税 D	18兆2,393億円	20兆9,688億円	2兆7,295億円	15.0%
	うち地方交付税	15兆4,061億円	15兆8,202億円	4,141億円	2.7%
	うち臨時財政対策債	2兆8,332億円	5兆1,486億円	2兆3,154億円	81.7%
地方一般財源総額 A+B+C+D E		59兆8,858億円	59兆786億円	△ 8,072 億円	△1.3%

※ 地方特例交付金等：児童手当特例交付金、減収補てん特例交付金、特別交付金

平成21年度当初予算（要求ベース）の概要

1 予算要求額

(単位：億円)

区 分	20年度当初予算額 A	21年度当初要求額 B	B/A (%)
一般会計	(5,046)	(5,023)	(99.5)
	6,839	6,572	96.1
特別会計	2,740	3,007	109.8
企業会計	128	101	79.2

() は一般財源

2 歳入見込み

現時点における21年度の歳入見込みは以下のとおり。

(単位：億円)

区 分	平成20年度 当初予算額 A	平成21年度 見込額 B	増減額 B-A	増減率 (B-A) /A	
一 般 財 源	県 税	2,649	※1 <△134> 2,252	<△134> △ 397	△15.0%
	うち 法人関係税	936	※1 <△134> 521	<△134> △ 415	△44.3%
	その他の税目	1,713	1,731	18	1.1%
	地方消費税清算金	343	362	19	5.5%
	地方譲与税	43	※2 <120> 154	<120> 111	258.1%
	地方特例交付金	30	25	△ 5	△16.7%
	地方交付税等	1,717	2,076	359	20.9%
	うち 地方交付税	1,470	1,576	106	7.2%
	臨時財政対策債	247	500	253	102.4%
	そ の 他	78	70	△ 8	△10.3%
小 計	4,860	4,939	79	1.6%	
特 定 財 源	国庫支出金	758	699	△ 59	△7.8%
	県 債	664	526	△ 138	△20.8%
	うち 行政改革推進債	123		△ 123	皆減
	そ の 他	369	324	△ 45	△12.2%
小 計	1,791	1,549	△ 242	△13.5%	
合 計	6,651	6,488	△ 163	△2.5%	
臨時的歳入対策		188	84	△ 104	△55.3%

※1は制度改正（地方法人特別税の創設）による影響額であり、「県税」及び「法人関係税」の増減額からこれを差し引くと、「県税」については△263億円（△9.9%）、「法人関係税」については△281億円（△30%）となる。

※2も制度改正（地方法人特別税の創設に関連した地方法人特別譲与税の創設）による影響額であり、「地方譲与税」の増減額からこれを差し引くと、△9億円（△21%）となる。

3 一般会計予算（要求ベース）の収支見込み

現時点の歳出要求額をベースに、21年度の歳入見込みを算出し、差し引きの収支状況を試算すると、次のとおり。

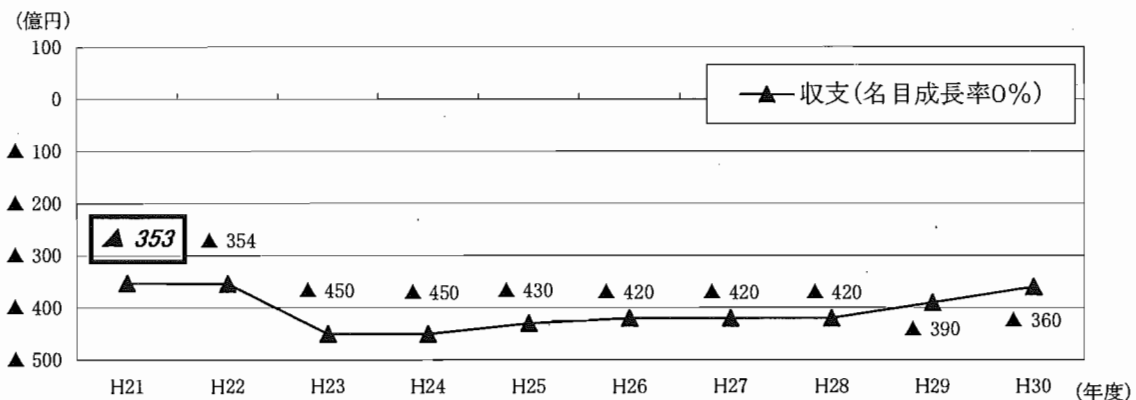
（ただし、今後の予算査定等により以下の数値は変動する予定）

区 分	21年度予算(要求)ベース	(参考) 給与カット(119億円)前の収支
歳入見込み A	6,488 億円	6,488 億円
歳出要求額 B	6,572 億円	6,691 億円
収 支 A-B	△ 84 億円	△ 203 億円

収支不足解消のための臨時的歳入対策の内訳(予定)

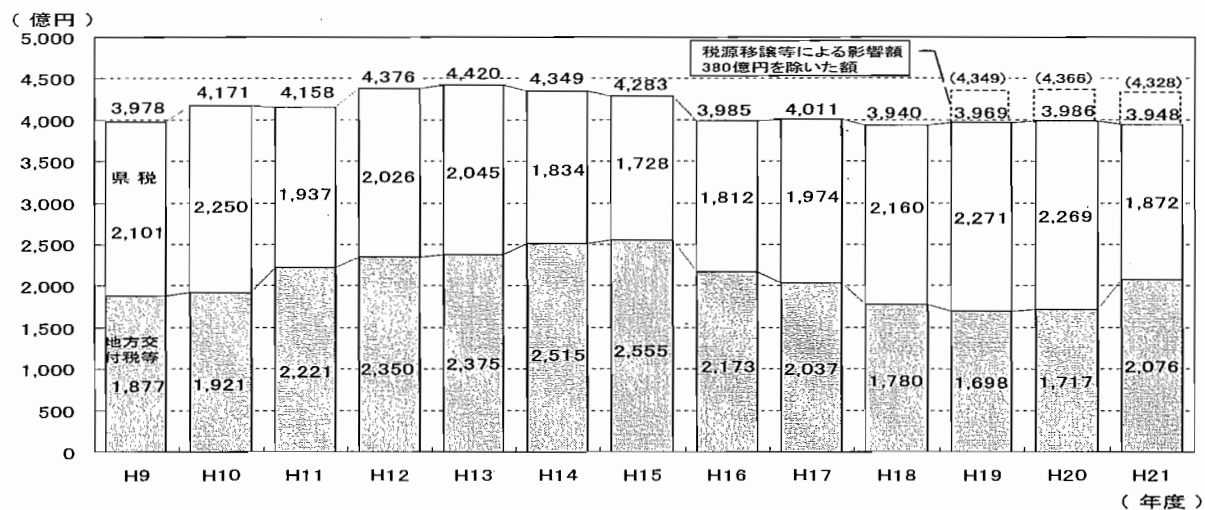
ア 遊休土地の売却	10 億円	
イ 特定目的基金からの借入	35 億円	
ウ 企業会計からの借入	39 億円	合計 84 億円

<参考> 前回(改革前:H20.8月)の収支見通し



※ 昨年8月に公表した収支見通しを前提とすると、収支不足額は353億円から84億円まで大幅に縮小(▲269億円)しており、これは、独自の給与カット(約119億円)や人件費・内部管理経費の削減(約57億円)など、行財政構造改革大綱2008に基づき着実に改革に取り組む効果等によるものである。

(参考1) 県税・地方交付税等を合わせた額の推移 (当初予算ベース)

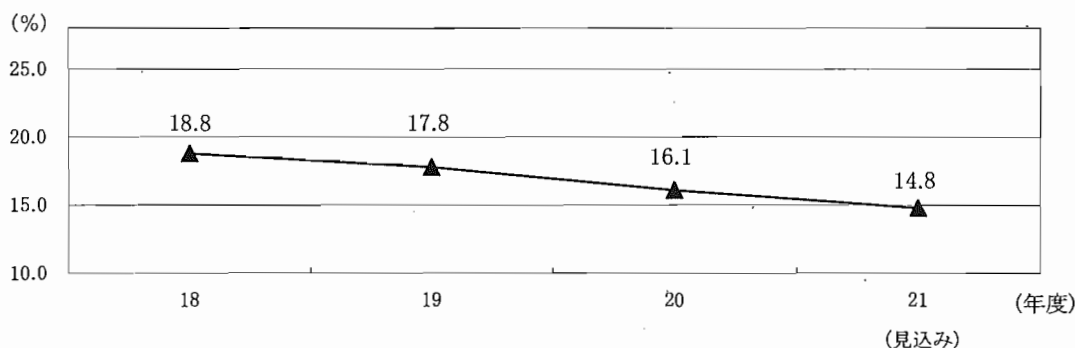


※地方交付税等：地方交付税＋臨時財政対策債

※H11年度は骨格予算のため、6月補正後予算額

※三位一体の改革による税源移譲による制度改正の影響等により、H19に県税・地方交付税等が約380億円増加しているが、これは歳出の増に合わせたものであり、実質的な増にはつながっていない。

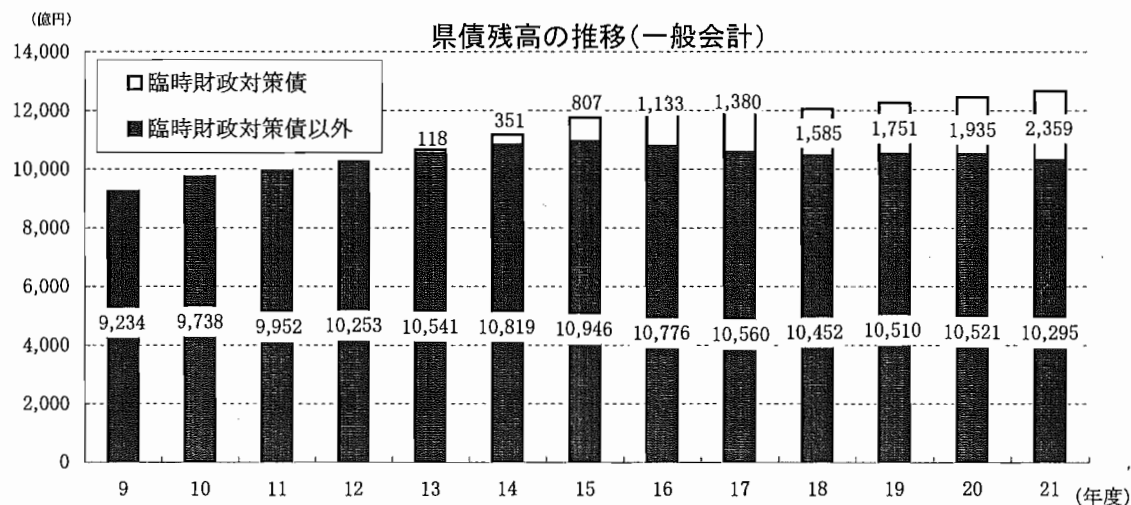
(参考2) 実質公債費比率の推移



(参考3) 一般会計県債残高見込み (臨時財政対策債以外)

(単位：億円)

20年度末残高見込 (1月補正後) A	21年度借入見込 B	21年度元金償還 見込 C	21年度末残高見込 A + B - C
10,521	526	752	10,295

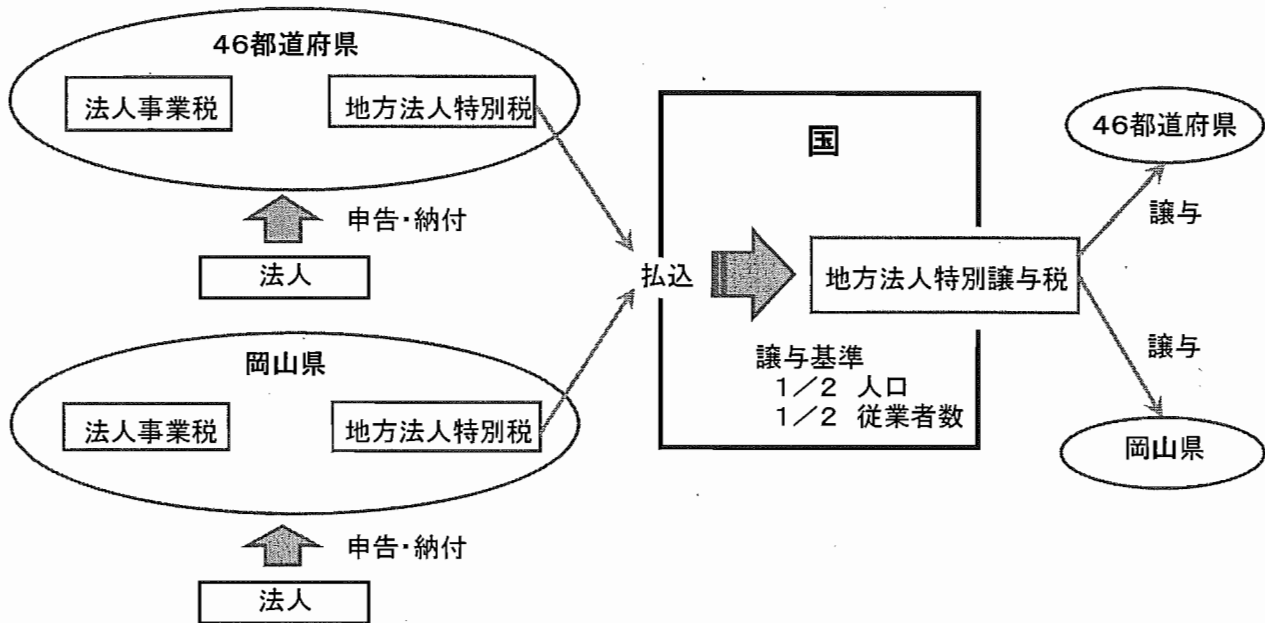


※ 19年度までは決算額、20・21年度は現時点における見込みであり、今後、繰越等の状況により異動がある。

(参考4) 地方法人特別税について

○ 地方法人特別税とは

都市部に偏在する法人事業税の税収の一部を国税化して、これを平準化するために創設されたもの。



○ 影響額

(平成21年度)

法人事業税の減収額	▲ 134億円
地方法人特別譲与税による増収額	+ 120億円
	▲ 14億円

(平成22年度)

法人事業税の減収額	▲ 222億円
地方法人特別譲与税による増収額	+ 259億円
	+ 37億円

※ 地方法人特別税は、都道府県が収入してから国が譲与するまでの間に3月余のタイムラグが生じるため、平年度化されるのは平成22年度からとなる。

使用料及び手数料の改定（案）について

1 使用料・手数料を改定するもの

- (1) 改定件数 24 件
 (2) 改定時期 平成21年4月1日
 (ただし、狩猟免許申請手数料については、平成21年4月16日から)
 (3) 減収見込額 16 百万円
 (4) 主な改定事項

使用料・手数料の名称	単位	現行単価 (円)	改定予定単価 (円)
・狩猟免許申請手数料(新規申請)	件	5,300	5,200
・介護サービス情報の調査	事業所	40,000	30,000
・技能検定試験実技試験手数料	件	15,700	16,500
・二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	件	15,100	16,900

2 使用料・手数料を新設するもの

- (1) 新設件数 14 件
 (2) 適用時期 平成21年4月1日等
 (3) 増収見込額 15 百万円
 (4) 新設する主な手数料
- | | | |
|--------------------|-----|--------|
| ・認知機能検査手数料 | 1 件 | 650円 |
| ・教育職員免許状の有効期間更新手数料 | 1 件 | 3,000円 |

3 使用料・手数料を廃止するもの

- (1) 公の施設の廃止に係るもの
- ① 廃止する使用料（3件）
- ・岡山県看護研修センター利用料金
 - ・岡山県美しい森利用料金
 - ・岡山県備北青年の家利用料金
- ② 適用時期 平成21年4月1日
 ③ 減収見込額 0 百万円
- (2) その他
- ① 廃止する手数料（2件）
- ・医薬品販売等の変更許可申請手数料（人用、動物用）
- ② 適用時期 平成21年6月1日
 ③ 減収見込額 0 百万円

使用料及び手数料の改定（案）について

（ 総 務 部 ）

条例規則等の名称 使用料・手数料の名称	現 行		改 定 (予 定)	引 上 率	前回改定 年 月 日	改 定 理 由
	単位	単価(円)	単価(円)			
岡山県総務関係手数料徴収条例（平成12年3月21日岡山県条例第3号）						
＜火薬類取締法関係＞						
① 丙種火薬類製造保安責任者免状 又は火薬類取扱保安責任者免状 に係る試験手数料	1 件	12,000	17,000	0.4	H12.4.1	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、火薬類取締法関係の手数料を適正な額に改定する。 (H21.4.1施行予定)
＜高圧ガス保安法関係＞						
② 高圧ガス製造保安責任者試験手数料						「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、高圧ガス保安法関係の手数料を適正な額に改定する。 (H21.4.1施行予定)
乙種化学責任者免状	1 件	10,000	9,000	△ 0.1	H12.4.1	
同上（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	1 件	9,500	8,500	△ 0.1	H18.4.1	
丙種化学責任者免状	1 件	9,400	8,400	△ 0.1	H12.4.1	
同上（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	1 件	8,900	7,900	△ 0.1	H18.4.1	
乙種機械責任者免状	1 件	10,000	9,000	△ 0.1	H12.4.1	
同上（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	1 件	9,500	8,500	△ 0.1	H18.4.1	
第二種冷凍機械責任者免状	1 件	10,000	9,000	△ 0.1	H12.4.1	
同上（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	1 件	9,500	8,500	△ 0.1	H18.4.1	
第三種冷凍機械責任者免状	1 件	9,400	8,400	△ 0.1	H12.4.1	
同上（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	1 件	8,900	7,900	△ 0.1	H18.4.1	
③ 高圧ガス販売主任者試験手数料						「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、高圧ガス保安法関係の手数料を適正な額に改定する。 (H21.4.1施行予定)
第一種販売主任者免状	1 件	8,500	7,600	△ 0.1	H12.4.1	
同上（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	1 件	8,000	7,100	△ 0.1	H18.4.1	
第二種販売主任者免状	1 件	6,700	6,000	△ 0.1	H12.4.1	
同上（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	1 件	6,200	5,500	△ 0.1	H18.4.1	
＜液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係＞						
④ 液化石油ガス設備士試験手数料	1 件	23,000	20,700	△ 0.1	H12.4.1	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係の手数料を適正な額に改定する。 (H21.4.1施行予定)
同上（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）	1 件	22,500	20,200	△ 0.1	H18.4.1	

指定管理者候補の選定について

指定管理者の指定期間が21年3月31日で満了する71の公の施設について、「指定管理者制度運用の手引き」に基づき、指定管理者の募集等を行い、外部有識者を含む選定委員会における審査結果等を踏まえ、この度、各施設の指定管理者候補を次のとおり選定した。

1 指定管理者候補の選定方法等

(1) 公募により選定した施設（42施設）

平成20年11月18日（火）から平成21年1月13日（火）までの間、指定管理者の募集を行い、その後、各部ごとに設置した指定管理者候補選定委員会において、応募団体からの提案内容について、各施設ごとに定めた審査項目に基づき審査し、その結果を踏まえ、県として指定管理者候補を選定した。

(2) 非公募により選定した施設（29施設）

非公募で選定した団体からの提案内容について、各施設ごとに定めた審査項目に基づき審査し、その適否について、外部有識者の意見も聴取したうえで、指定管理者候補として選定した。

なお、今後、廃止等を行う施設についても、現在の指定管理者等について、所定の審査を行ったうえで指定管理者候補として選定した。

2 選定状況一覧及び個票

別紙のとおり

3 今後のスケジュール

平成21年2月 2月定例県議会に指定管理者指定議案を提案

平成21年4月 選定された指定管理者による管理運営を開始

指定管理者候補の選定状況一覧

	施設名	応募団体数	指定管理者候補	指定期間
企画振興部	岡山県交流拠点施設むかし下津井 回船問屋	非公募	倉敷市	1年
	岡山県グリーンヒルズ津山	非公募	津山市	1年
	岡山県岡山国際交流センター	2	財団法人 岡山県国際交流協会	3年
生活環境部	犬養木堂記念館	非公募	財団法人 岡山県郷土文化財団	3年
	岡崎嘉平太記念館	非公募	財団法人 岡山県郷土文化財団	3年
	岡山武道館	非公募	財団法人 岡山県武道振興会	3年
	岡山県津山総合体育館	非公募	津山市	3年
	岡山県津山東体育館	非公募	津山市	3年
	岡山県美作ラグビー・サッカー場	非公募	美作市	3年
	岡山県備前テニスセンター	非公募	備前市	3年
	岡山県津山陸上競技場	非公募	津山市	3年
保健福祉部	岡山県南部健康づくりセンター	非公募	財団法人 岡山県健康づくり財団	1年
	岡山県視覚障害者センター	1	社会福祉法人 岡山県視覚障害者協会	5年
	岡山県聴覚障害者センター	1	社団法人 岡山県聴覚障害者福祉協会	5年
	岡山県健康の森学園授産施設	1	社会福祉法人 健康の森学園	5年
	岡山県立児童会館	非公募	岡山県立児童会館管理運営共同体 (構成団体) ・財団法人 岡山県青年館 ・特定非営利活動法人 子ども劇場岡山県センター	2年
	岡山県立玉島学園	非公募	社会福祉法人 恵聖会	2年
	岡山県立津島児童学院	非公募	社会福祉法人 旭川荘	2年
産業労働部	岡山県総合展示場コンベックス岡山	4	コンベックス岡山コンソーシアム (構成団体) ・丸田産業株式会社 ・株式会社ハウジング山陽 ・株式会社山陽セフティ ・株式会社天満屋アドセンター	5年
	岡山セラミックスセンター	1	岡山セラミックス技術振興財団	5年
	岡山県テクノサポート岡山	2	財団法人 岡山県産業振興財団	3年
	岡山県観光物産センター	非公募	社団法人 岡山県産業貿易振興協会	5月
	岡山県岡山テルサ	1	丸田産業株式会社	2年

	施設名	応募団体数	指定管理者候補	指定期間
農林水産部	おかやまファーマーズ・マーケット サウスヴィレッジ	非公募	有限会社 サウスヴィレッジ	1年
	おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ	非公募	勝央町	1年
	岡山県立青少年農林文化センター 三徳園	2	岡山県農林漁業担い手育成財団	3年
	岡山県立森林公園	2	財団法人 上斎原振興公社	3年
	岡山県二十一世紀の森	非公募	岡山県農林漁業担い手育成財団	1年
	岡山県龍ノログリーンシャワー公園	非公募	岡山県森林組合連合会	1年
土木部	岡山県牛窓ヨットハーバー	2	岡山県牛窓ヨットハーバー管理グループ (構成団体) ・財団法人 岡山県牛窓海洋スポーツ振興会 ・特定非営利活動法人 岡山県セーリング連盟	3年
	総合グラウンド（岡山武道館を除く。）	1	社団法人 岡山県総合協力事業団	3年
	倉敷スポーツ公園	1	財団法人 倉敷スポーツ公園	3年
	県営住宅花畑団地外28団地 ※ 29団地の一括公募	1	岡山県営住宅管理グループ (構成団体) ・岡山県住宅供給公社 ・財団法人 岡山県建設技術センター	3年
	県営住宅笠岡団地	非公募	笠岡市	3年
	県営住宅井原団地	非公募	井原市	3年
	県営住宅高梁団地	非公募	高梁市	3年
	県営住宅新見団地	非公募	新見市	3年
	県営住宅泉団地	非公募	和気町	3年
	県営住宅矢掛団地	非公募	矢掛町	3年
	県営住宅勝間田団地	非公募	勝央町	3年
教育委員会	岡山県津山婦人青年の家	非公募	津山市	1年
	特別史跡旧閑谷学校	非公募	財団法人 特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会	3年
	岡山県立吉備路郷土館	非公募	吉備路風土記の丘環境保全協会	1年

選定結果個票

	施 設 名	指 定 管 理 者 候 補	頁
企画振興部	岡山県交流拠点施設むかし下津井回船問屋	倉敷市	1
	岡山県グリーンヒルズ津山	津山市	2
	岡山県岡山国際交流センター	財団法人 岡山県国際交流協会	3
生活環境部	犬養木堂記念館	財団法人 岡山県郷土文化財団	4
	岡崎嘉平太記念館	財団法人 岡山県郷土文化財団	5
	岡山武道館	財団法人 岡山県武道振興会	6
	岡山県津山総合体育館	津山市	7
	岡山県津山東体育館	津山市	
	岡山県美作ラグビー・サッカー場	美作市	8
	岡山県備前テニスセンター	備前市	9
	岡山県津山陸上競技場	津山市	10
保健福祉部	岡山県南部健康づくりセンター	財団法人 岡山県健康づくり財団	11
	岡山県視覚障害者センター	社会福祉法人 岡山県視覚障害者協会	12
	岡山県聴覚障害者センター	社団法人 岡山県聴覚障害者福祉協会	13
	岡山県健康の森学園授産施設	社会福祉法人 健康の森学園	14
	岡山県立児童会館	岡山県立児童会館管理運営共同体	15
	岡山県立玉島学園	社会福祉法人 恵聖会	16
	岡山県立津島児童学院	社会福祉法人 旭川荘	17
産業労働部	岡山県総合展示場コンベックス岡山	コンベックス岡山コンソーシアム	18
	岡山セラミックスセンター	岡山セラミックス技術振興財団	20
	岡山県テクノサポート岡山	財団法人 岡山県産業振興財団	21
	岡山県観光物産センター	社団法人 岡山県産業貿易振興協会	23
	岡山県岡山テルサ	丸田産業株式会社	24
農林水産部	おかやまファーマーズ・マーケット サウスヴィレッジ	有限会社 サウスヴィレッジ	25
	おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ	勝央町	26
	岡山県立青少年農林文化センター三徳園	岡山県農林漁業担い手育成財団	27
	岡山県立森林公園	財団法人 上斎原振興公社	28
	岡山県二十一世紀の森	岡山県農林漁業担い手育成財団	29
	岡山県龍ノログリーンシャワー公園	岡山県森林組合連合会	30
土木部	岡山県牛窓ヨットハーバー	岡山県牛窓ヨットハーバー管理グループ	31
	総合グラウンド（岡山武道館を除く。）	社団法人 岡山県総合協力事業団	32
	倉敷スポーツ公園	財団法人 倉敷スポーツ公園	33
	県営住宅花畑団地外28団地	岡山県営住宅管理グループ	34
	県営住宅笠岡団地	笠岡市	35
	県営住宅井原団地	井原市	36
	県営住宅高梁団地	高梁市	37
	県営住宅新見団地	新見市	38
	県営住宅泉団地	和気町	39
	県営住宅矢掛団地	矢掛町	40
	県営住宅勝間田団地	勝央町	41
教育委員会	岡山県津山婦人青年の家	津山市	42
	特別史跡旧閑谷学校	財団法人 特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会	43
	岡山県立吉備路郷土館	吉備路風土記の丘環境保全協会	44

選定結果個票

施 設 名	岡山県交流拠点施設むかし下津井回船問屋	
指定管理者の候補として選定した団体	所 在 地	倉敷市西中新田640番地
	名 称	倉敷市
	代 表 者	倉敷市長 伊東 香織
	設 立	—
	事業内容等	—
	実 績 等	—
公募・非公募の別	非公募	
選 定 経 緯	平成21年度末までに県施設としての廃止が決まっている施設であることから、指定管理者制度運用の手引きに基づき、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、倉敷市からの事業計画等について、住民の平等利用の確保、施設機能の最大限の発揮、安定した管理などの審査基準に基づき、審査し、適当と認められるため、県において、倉敷市を指定管理者の候補とした。	
指 定 期 間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
担 当 課	企画振興部地域振興課 (内線：2392、直通226-7268)	

施 設 名	岡山県グリーンヒルズ津山	
指定管理者の候補として選定した団体	所 在 地	津山市山北520番地
	名 称	津山市
	代 表 者	津山市長 桑山 博之
	設 立	—
	事業内容等	—
	実 績 等	—
公募・非公募の別	非公募	
選 定 経 緯	平成21年度末までの県施設としての廃止が決まっている施設であることから、指定管理者制度運用の手引きに基づき、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、津山市からの事業計画等について、住民の平等利用の確保、施設機能の最大限の発揮、安定した管理などの審査基準に基づき、審査し、適当と認められるため、県において、津山市を指定管理者の候補とした。	
指 定 期 間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
担 当 課	企画振興部地域振興課 (内線：2391、直通226-7268)	

施設名	岡山県岡山国際交流センター																																	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市奉還町二丁目2番1号																																
	名称	財団法人 岡山県国際交流協会																																
	代表者	理事長 末長 範彦																																
	設立	平成3年3月19日																																
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流の推進に関する事業 ・国際協力及び海外移住に関する事業 ・国際理解に関する事業 ・外国人に対する情報提供等に関する事業 等 																																
	実績等	・岡山県岡山国際交流センターの指定管理業務外																																
公募・非公募の別	公募																																	
募集期間	平成20年11月18日～平成21年1月13日（57日間）																																	
応募状況	2団体																																	
選定経緯	<p>平成21年1月22日に、企画振興部指定管理者候補選定委員会を開催し、各申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、施設機能の発揮、維持管理、運營業務及びサービス向上に向けた取組などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、申請団体のうち財団法人岡山県国際交流協会が最も適当とされた。</p> <p>この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p>																																	
選定委員会	開催日	平成21年1月22日																																
	委員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">委員長</td> <td style="width: 60%;">岡山商科大学教授</td> <td style="width: 35%;">鳥越良光</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>(社)岡山県国際経済交流協会事務局長</td> <td>柏野 忍</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>公認会計士</td> <td>鳥越貞成</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(社福)岡山県社会福祉協議会事務局次長</td> <td>中川芳子</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>川崎医療福祉大学教授</td> <td>橋本信子</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>企画振興部施策調整監</td> <td>山本邦男</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">計6名</td> </tr> </table>					委員長	岡山商科大学教授	鳥越良光	委員	(社)岡山県国際経済交流協会事務局長	柏野 忍	〃	公認会計士	鳥越貞成	〃	(社福)岡山県社会福祉協議会事務局次長	中川芳子	〃	川崎医療福祉大学教授	橋本信子	〃	企画振興部施策調整監	山本邦男			計6名							
	委員長	岡山商科大学教授	鳥越良光																															
委員	(社)岡山県国際経済交流協会事務局長	柏野 忍																																
〃	公認会計士	鳥越貞成																																
〃	(社福)岡山県社会福祉協議会事務局次長	中川芳子																																
〃	川崎医療福祉大学教授	橋本信子																																
〃	企画振興部施策調整監	山本邦男																																
		計6名																																
審査結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目 団体</th> <th style="width: 15%;">管理運営 の基本方針</th> <th style="width: 15%;">施設機能 の発揮</th> <th style="width: 15%;">維持管理、 運營業務 及びサー ビス向上 に向けた 取組</th> <th style="width: 15%;">指定管理 料の縮減</th> <th style="width: 15%;">申請者の 体制等</th> <th style="width: 10%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 点</td> <td>60</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>(財)岡山 県国際交 流協会</td> <td>44</td> <td>141</td> <td>123</td> <td>74</td> <td>91</td> <td>473</td> </tr> <tr> <td>おかやま のMAS COT</td> <td>27</td> <td>78</td> <td>82</td> <td>45</td> <td>42</td> <td>274</td> </tr> </tbody> </table>						項目 団体	管理運営 の基本方針	施設機能 の発揮	維持管理、 運營業務 及びサー ビス向上 に向けた 取組	指定管理 料の縮減	申請者の 体制等	合 計	配 点	60	180	180	120	120	660	(財)岡山 県国際交 流協会	44	141	123	74	91	473	おかやま のMAS COT	27	78	82	45	42	274
項目 団体	管理運営 の基本方針	施設機能 の発揮	維持管理、 運營業務 及びサー ビス向上 に向けた 取組	指定管理 料の縮減	申請者の 体制等	合 計																												
配 点	60	180	180	120	120	660																												
(財)岡山 県国際交 流協会	44	141	123	74	91	473																												
おかやま のMAS COT	27	78	82	45	42	274																												
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日																																	
担当課	企画振興部国際課（内線：2484、直通：226-7283）																																	

施設名	犬養木堂記念館	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市石関町2番1号
	名称	財団法人 岡山県郷土文化財団
	代表者	理事長 石井 正弘
	設立	昭和54年10月26日
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発事業 ・自然・文化財保護事業 ・地域文化振興事業 ・受託事業等 (岡山後樂園の管理運営、タンチョウ野外行動調査並びに自然保護センターにおけるツル及び傷病鳥獣の飼育、犬養木堂記念館及び生家、岡崎嘉平太記念館の管理運営)
実績等	・岡崎嘉平太記念館の指定管理業務外	
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>指定管理者制度運用の手引きに基づき、平成20年11月7日に非公募理由について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、財団法人岡山県郷土文化財団からの事業計画等について、管理運営の基本方針、サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組、申請者の管理運営体制などの審査基準に基づき、審査し、平成21年1月8日に、指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、県において、財団法人岡山県郷土文化財団を指定管理者の候補とした。</p> <p>(非公募理由)</p> <p>当該施設の業務の中心は、犬養木堂に関する資料の収集、展示及び研究であり、管理運営する団体は犬養木堂に精通した人材を有するものがふさわしい。</p> <p>財団法人岡山県郷土文化財団は、昭和55年から木堂生家の管理を、また、平成5年の記念館の開館からは当該施設の管理運営を行っており、研究業務の継続性や専門的な知識の蓄積から考えて、指定管理者に最適な団体である。</p> <p>また、収蔵・展示品の多くは当財団の所有であり、他の団体が指定管理者になった場合展示業務等に支障を来すおそれもあり、当財団を指定管理者に指定することで施設の効用が最大限に発揮されると考えられる。</p> <p>平成18年度には当財団が指定管理者に指定され、現在まで良好に管理業務を実施している。</p> <p>(意見を聴取した外部有識者)</p> <p>岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授 古松 紀子 氏 (財)福武教育文化振興財団常任理事 森崎岩之助 氏 岡山大学大学院教育学研究科教授 大橋 美勝 氏</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	
担当課	生活環境部文化振興課 (内線：2381、直通226-7901)	

施設名	岡崎嘉平太記念館	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市石関町2番1号
	名称	財団法人 岡山県郷土文化財団
	代表者	理事長 石井 正弘
	設立	昭和54年10月26日
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発事業 ・自然・文化財保護事業 ・地域文化振興事業 ・受託事業等 (岡山後楽園の管理運営、タンチョウ野外行動調査並びに自然保護センターにおけるツル及び傷病鳥獣の飼育、犬養木堂記念館及び生家、岡崎嘉平太記念館の管理運営)
実績等	・犬養木堂記念館の指定管理業務外	
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>指定管理者制度運用の手引きに基づき、平成20年11月7日に非公募理由について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、財団法人岡山県郷土文化財団からの事業計画等について、管理運営の基本方針、サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組、申請者の管理運営体制などの審査基準に基づき、審査し、平成21年1月8日に、指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、県において、財団法人岡山県郷土文化財団を指定管理者の候補とした。</p> <p>(非公募理由)</p> <p>当該施設の業務の中心は、岡崎嘉平太に関する資料の収集、展示及び研究であり、管理運営する団体は岡崎嘉平太に精通した人材を有するものがふさわしい。</p> <p>財団法人岡山県郷土文化財団は、平成13年の開館以来、当該施設の管理運営を行っており、研究業務の継続性や専門的な知識の蓄積から考えて、指定管理者に最適な団体である。</p> <p>また、収蔵・展示品のうち、ほとんどは当財団の所有であり、他の団体が指定管理者になった場合展示業務等に支障を来すおそれもあり、当財団を指定管理者に指定することで施設の効用が最大限に発揮されると考えられる。</p> <p>平成18年度には当財団が指定管理者に指定され、現在まで良好に管理業務を実施している。</p> <p>(意見を聴取した外部有識者)</p> <p>岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授 古松 紀子 氏 (財)福武教育文化振興財団常任理事 森崎岩之助 氏 岡山大学大学院教育学研究科教授 大橋 美勝 氏</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	
担当課	生活環境部文化振興課 (内線:2381、直通226-7901)	

施設名	岡山武道館	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市いずみ町2番1-8号
	名称	財団法人 岡山県武道振興会
	代表者	理事長 内野 幸重
	設立	昭和44年12月24日
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武道の普及振興に関する行事の企画及び実施 ・ 武道振興についての調査研究と資料の収集 ・ 岡山武道館の管理 ・ その他各種スポーツの振興及び上記の目的を達成するために必要な事業施設の維持管理業務
実績等	岡山武道館の指定管理業務	
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>指定管理者制度運用の手引きに基づき、平成20年11月7日に非公募理由について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、財団法人岡山県武道振興会からの事業計画等について、管理運営の基本方針、指導業務の安全確保、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、平成21年1月8日に、指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、県において、財団法人岡山県武道振興会を指定管理者の候補とした。</p> <p>(非公募理由)</p> <p>県が岡山武道館を整備した際、武道館の建設整備と運営に協力する団体として設立された財団法人岡山県武道振興会が、建設経費の半分程度を負担し、同財団の協力のもとに共同施工で整備した経緯があること。</p> <p>武道学園や、暑中・寒中稽古、中・高・社会人の優勝大会等の実施を通じ、柔剣道の普及振興や競技力の向上が図られていること。</p> <p>平成18年度には同財団が指定管理者に指定され、現在まで良好に管理業務を実施していること。</p> <p>(意見を聴取した外部有識者)</p> <p>岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授 古松 紀子 氏 (財)福武教育文化振興財団常任理事 森崎岩之助 氏 岡山大学大学院教育学研究科教授 大橋 美勝 氏</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	
担当課	生活環境部スポーツ振興課 (内線: 2593、直通226-7440)	

施設名	岡山県津山総合体育館、岡山県津山東体育館	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	津山市山北520番地
	名称	津山市
	代表者	津山市長 桑山 博之
	設立	—
	事業内容等	—
	実績等	—
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>指定管理者制度運用の手引きに基づき、平成20年11月7日に非公募理由について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、津山市からの事業計画等について、管理運営の基本方針、指導業務の安全確保、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、平成21年1月8日に、指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、県において、津山市を指定管理者の候補とした。</p> <p>(非公募理由)</p> <p>津山総合体育館、津山東体育館を設置する際の県と市の覚書で、管理運営を津山市が行うこととされており、津山市を指定することで施設の効用が最大限発揮できること。</p> <p>中でも、津山総合体育館は、津山市の施設である衆楽公園(都市公園)の一角にあり、津山市において他のスポーツ施設と一体的に管理するのが効率的かつ効果的であること。</p> <p>平成18年度には同市が指定管理者に指定され、現在まで良好に管理業務を実施していること。</p> <p>(意見を聴取した外部有識者)</p> <p>岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授 古松 紀子 氏 (財)福武教育文化振興財団常任理事 森崎岩之助 氏 岡山大学大学院教育学研究科教授 大橋 美勝 氏</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	
担当課	生活環境部スポーツ振興課 (内線: 2593、直通226-7440)	

施設名	岡山県美作ラグビー・サッカー場	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	美作市栄町38番地2
	名称	美作市
	代表者	美作市長 宮本 俊朗
	設立	—
	事業内容等	—
	実績等	—
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>指定管理者制度運用の手引きに基づき、平成20年11月7日に非公募理由について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、美作市からの事業計画等について、管理運営の基本方針、指導業務の安全確保、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、平成21年1月8日に、指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、県において、美作市を指定管理者の候補とした。</p> <p>(非公募理由)</p> <p>美作ラグビー・サッカー場を設置する際の、県と市の覚書で、管理運営を美作市が行うこととされており、美作市を指定することで施設の効用が最大限発揮できること。</p> <p>また、美作ラグビー・サッカー場は、美作市総合運動公園の一角にあり、美作市において他のスポーツ施設と一体的に管理するのが効率的かつ効果的であること。</p> <p>平成18年度には同市が指定管理者に指定され、現在まで良好に管理業務を実施していること。</p> <p>(意見を聴取した外部有識者)</p> <p>岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授 古松 紀子 氏 (財)福武教育文化振興財団常任理事 森崎岩之助 氏 岡山大学大学院教育学研究科教授 大橋 美勝 氏</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	
担当課	生活環境部スポーツ振興課 (内線:2593、直通226-7440)	

施設名	岡山県備前テニスセンター	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	備前市東片上126番地
	名称	備前市
	代表者	備前市長 西岡 憲康
	設立	—
	事業内容等	—
	実績等	—
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>指定管理者制度運用の手引きに基づき、平成20年11月7日に非公募理由について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、備前市からの事業計画等について、管理運営の基本方針、指導業務の安全確保、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、平成21年1月8日に、指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、県において、備前市を指定管理者の候補とした。</p> <p>(非公募理由)</p> <p>備前テニスセンターを設置する際の、県と市の覚書で、管理運営を備前市が行うこととされており、備前市を指定することで施設の効用が最大限発揮できること。</p> <p>また、備前テニスセンターは、備前市総合運動公園の一角にあり、備前市において他のスポーツ施設と一体的に管理するのが効率的かつ効果的であること。</p> <p>平成18年度には同市が指定管理者に指定され、現在まで良好に管理業務を実施していること。</p> <p>(意見を聴取した外部有識者)</p> <p>岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授 古松 紀子 氏 (財)福武教育文化振興財団常任理事 森崎岩之助 氏 岡山大学大学院教育学研究科教授 大橋 美勝 氏</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	
担当課	生活環境部スポーツ振興課 (内線：2593、直通226-7440)	

施設名	岡山県津山陸上競技場	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	津山市山北520番地
	名称	津山市
	代表者	津山市長 桑山 博之
	設立	—
	事業内容等	—
	実績等	—
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>指定管理者制度運用の手引きに基づき、平成20年11月7日に非公募理由について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、津山市からの事業計画等について、管理運営の基本方針、指導業務の安全確保、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、平成21年1月8日に、指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、県において、津山市を指定管理者の候補とした。</p> <p>(非公募理由)</p> <p>津山陸上競技場を設置する際の、県と市の覚書で、管理運営を津山市が行うこととされており、津山市を指定することで施設の効用が最大限発揮できること。</p> <p>また、津山陸上競技場は、津山市の施設である津山スポーツセンター(都市公園)の一角にあり、津山市において他のスポーツ施設と一体的に管理するのが効率的かつ効果的であること。</p> <p>平成18年度には同市が指定管理者に指定され、現在まで良好に管理業務を実施していること。</p> <p>(意見を聴取した外部有識者)</p> <p>岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授 古松 紀子 氏 (財)福武教育文化振興財団常任理事 森崎岩之助 氏 岡山大学大学院教育学研究科教授 大橋 美勝 氏</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	
担当課	生活環境部スポーツ振興課(内線:2593、直通226-7440)	

施設名	岡山県南部健康づくりセンター													
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市平田408-1												
	名称	財団法人 岡山県健康づくり財団												
	代表者	理事長 井戸俊夫												
	設立	平成3年8月1日												
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり、結核、がん、循環器疾病等の予防に関する知識の普及啓発及び調査研究並びに健康づくりの実践活動に対する指導、援助 ・保健医療に関する情報収集及び提供と保健医療従事者、健康づくり指導者の養成及び研修 ・結核、がん、生活習慣病等の健康診査及び保健医療に関する臨床検査並びに結核、呼吸器疾患を中心とする医療 ・食品衛生試験検査、飲料水水質試験検査、浄化槽法定検査、簡易専用水道検査、環境計量証明事業、その他生活環境保全に関する試験検査 ・食鳥検査事業 ・岡山県南部健康づくりセンターの管理運営の受託 ・(財)予防医学事業中央会、(財)結核予防会、(財)日本対がん協会、(財)日本寄生虫予防会等の岡山県支部等としての事業 												
実績等	・岡山県南部健康づくりセンター指定管理業務他													
公募・非公募の別	非公募													
選定経緯	<p>指定管理者制度運用の手引きに基づき、平成20年11月10日に非公募理由について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により当該施設の指定管理者を選定することとし、財団法人岡山県健康づくり財団から提出された事業計画等について、平等利用の確保、機能発揮及び経費縮減、安定した管理運営、安全確保と個人情報の保護などの審査基準に基づき県において審査し、財団法人岡山県健康づくり財団を指定管理者の候補と決定した。</p> <p>(非公募理由)</p> <p>平成21年度末までに運営方法等の抜本的な見直しを行う施設であり、今回は平成21年度のみ単年度の指定であることが、指定管理者制度運用の手引きに規定する、その他公募しないことに合理的な理由がある場合に該当するとされたため。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(意見を聴取した外部有識者)</td> <td style="width: 50%;">※次期指定管理期間(平成22年度～)について、同じ有識者の方で指定管理者候補選定委員会を開催する予定であるため、審査の公平性を維持する観点から、外部有識者の氏名等は次期指定管理者候補選定委員会開催後に公表する。</td> </tr> <tr> <td>学識経験者 2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財務精通者 1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築関係精通者 1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉事業関係者 1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検診事業関係者 1名</td> <td></td> </tr> </table>		(意見を聴取した外部有識者)	※次期指定管理期間(平成22年度～)について、同じ有識者の方で指定管理者候補選定委員会を開催する予定であるため、審査の公平性を維持する観点から、外部有識者の氏名等は次期指定管理者候補選定委員会開催後に公表する。	学識経験者 2名		財務精通者 1名		建築関係精通者 1名		福祉事業関係者 1名		検診事業関係者 1名	
(意見を聴取した外部有識者)	※次期指定管理期間(平成22年度～)について、同じ有識者の方で指定管理者候補選定委員会を開催する予定であるため、審査の公平性を維持する観点から、外部有識者の氏名等は次期指定管理者候補選定委員会開催後に公表する。													
学識経験者 2名														
財務精通者 1名														
建築関係精通者 1名														
福祉事業関係者 1名														
検診事業関係者 1名														
指定期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日													
担当課	保健福祉部健康対策課 (内線: 2703、直通226-7328)													

施設名	岡山県視覚障害者センター																														
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市原尾島四丁目17番37号																													
	名称	社会福祉法人 岡山県視覚障害者協会																													
	代表者	会長 大藤 武彦																													
	設立	昭和28年11月11日																													
	事業内容等	1) 第1種社会福祉事業 知的障害者更生施設岡星寮、養護盲老人ホーム鶴海荘、特別養護老人ホーム第二鶴海荘の設置運営 2) 第2種社会福祉事業 視覚障害者の更生相談に応じる事業、岡山県視覚障害者センターの指定管理、老人短期入所事業、身体障害者短期入所事業等																													
実績等	・岡山県視覚障害者センターの指定管理業務外																														
公募・非公募の別	公募																														
募集期間	平成20年11月18日～21年1月13日（57日間）																														
応募状況	1団体																														
選定経緯	平成21年1月20日に、指定管理者候補選定委員会を開催し、申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、平等な利用の確保、施設の機能の発揮・経費縮減、安定した管理の実施などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、申請団体である（福）岡山県視覚障害者センターが適当とされた。 この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。																														
選定委員会	開催日	平成21年1月20日																													
	委員	<table border="0"> <tr> <td>委員長</td> <td>県立大学教授</td> <td>田内雅規</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>公認会計士</td> <td>宮崎栄一</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県身体障害者福祉連合会副会長</td> <td>山内喜三子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県手をつなぐ育成会副会長</td> <td>太田律子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>山陽新聞社会事業団専務理事</td> <td>阪本文雄</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県社会福祉協議会常務理事</td> <td>三宅健</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県保健福祉部次長</td> <td>浅野嘉彦</td> </tr> </table>							委員長	県立大学教授	田内雅規	委員	公認会計士	宮崎栄一	委員	岡山県身体障害者福祉連合会副会長	山内喜三子	委員	岡山県手をつなぐ育成会副会長	太田律子	委員	山陽新聞社会事業団専務理事	阪本文雄	委員	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅健	委員	岡山県保健福祉部次長	浅野嘉彦		
委員長	県立大学教授	田内雅規																													
委員	公認会計士	宮崎栄一																													
委員	岡山県身体障害者福祉連合会副会長	山内喜三子																													
委員	岡山県手をつなぐ育成会副会長	太田律子																													
委員	山陽新聞社会事業団専務理事	阪本文雄																													
委員	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅健																													
委員	岡山県保健福祉部次長	浅野嘉彦																													
審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>管理運営の 基本方針</th> <th>サービス 向上に 向けた 取組</th> <th>危機管 理に関 する取 組</th> <th>効率的な 管理運営 の取組</th> <th>申請者の 管理運営 体制</th> <th>申請者の 経理的 基礎</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>360</td> <td>120</td> <td>180</td> <td>60</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>1080</td> </tr> <tr> <td>(福)岡山 県視覚障 害者協会</td> <td>306</td> <td>93</td> <td>129</td> <td>44</td> <td>138</td> <td>144</td> <td>854</td> </tr> </tbody> </table>							項目 団体	管理運営の 基本方針	サービス 向上に 向けた 取組	危機管 理に関 する取 組	効率的な 管理運営 の取組	申請者の 管理運営 体制	申請者の 経理的 基礎	合計	配点	360	120	180	60	180	180	1080	(福)岡山 県視覚障 害者協会	306	93	129	44	138	144	854
項目 団体	管理運営の 基本方針	サービス 向上に 向けた 取組	危機管 理に関 する取 組	効率的な 管理運営 の取組	申請者の 管理運営 体制	申請者の 経理的 基礎	合計																								
配点	360	120	180	60	180	180	1080																								
(福)岡山 県視覚障 害者協会	306	93	129	44	138	144	854																								
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日																														
担当課	保健福祉部障害福祉課（内線：2895、直通226-7362）																														

施設名	岡山県聴覚障害者センター																														
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市南方二丁目13番1号																													
	名称	社団法人 岡山県聴覚障害者福祉協会																													
	代表者	会長 中西 厚美																													
	設立	平成6年2月14日																													
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者の生活問題に関する相談及び指導事業、文化教養・保健体育に関する事業、福祉増進のための調査及び研究に関する事業、広報・啓発に関する事業、福利厚生に関する事業 ・手話通訳者などの養成、指導及び派遣に関する事業、施設の維持管理業務等 																													
実績等	・岡山県聴覚障害者センターの指定管理業務外																														
公募・非公募の別	公募																														
募集期間	平成20年11月18日～21年1月13日（57日間）																														
応募状況	1団体																														
選定経緯	<p>平成21年1月20日に、指定管理者候補選定委員会を開催し、申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、平等な利用の確保、施設の機能の発揮・経費縮減、安定した管理の実施などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、申請団体である（社）岡山県聴覚障害者福祉協会が適当とされた。</p> <p>この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p>																														
選定委員会	開催日	平成21年1月20日																													
	委員	<table border="0"> <tr> <td>委員長</td> <td>県立大学教授</td> <td>田内雅規</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>公認会計士</td> <td>宮崎栄一</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県身体障害者福祉連合会副会長</td> <td>山内喜三子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県手をつなぐ育成会副会長</td> <td>太田律子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>山陽新聞社会事業団専務理事</td> <td>阪本文雄</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県社会福祉協議会常務理事</td> <td>三宅健</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県保健福祉部次長</td> <td>浅野嘉彦</td> </tr> </table>						委員長	県立大学教授	田内雅規	委員	公認会計士	宮崎栄一	委員	岡山県身体障害者福祉連合会副会長	山内喜三子	委員	岡山県手をつなぐ育成会副会長	太田律子	委員	山陽新聞社会事業団専務理事	阪本文雄	委員	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅健	委員	岡山県保健福祉部次長	浅野嘉彦			
	委員長	県立大学教授	田内雅規																												
委員	公認会計士	宮崎栄一																													
委員	岡山県身体障害者福祉連合会副会長	山内喜三子																													
委員	岡山県手をつなぐ育成会副会長	太田律子																													
委員	山陽新聞社会事業団専務理事	阪本文雄																													
委員	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅健																													
委員	岡山県保健福祉部次長	浅野嘉彦																													
審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>管理運営の基本方針</th> <th>サービス向上に向けた取組</th> <th>危機管理に関する取組</th> <th>効率的な管理運営の取組</th> <th>申請者の管理運営体制</th> <th>申請者の経理的基礎</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>360</td> <td>120</td> <td>180</td> <td>60</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>1080</td> </tr> <tr> <td>(社)岡山県聴覚障害者福祉協会</td> <td>300</td> <td>97</td> <td>134</td> <td>43</td> <td>142</td> <td>120</td> <td>836</td> </tr> </tbody> </table>							項目 団体	管理運営の基本方針	サービス向上に向けた取組	危機管理に関する取組	効率的な管理運営の取組	申請者の管理運営体制	申請者の経理的基礎	合計	配点	360	120	180	60	180	180	1080	(社)岡山県聴覚障害者福祉協会	300	97	134	43	142	120	836
項目 団体	管理運営の基本方針	サービス向上に向けた取組	危機管理に関する取組	効率的な管理運営の取組	申請者の管理運営体制	申請者の経理的基礎	合計																								
配点	360	120	180	60	180	180	1080																								
(社)岡山県聴覚障害者福祉協会	300	97	134	43	142	120	836																								
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日																														
担当課	保健福祉部障害福祉課（内線：2895、直通226-7362）																														

施設名	岡山県健康の森学園授産施設																																				
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	新見市哲多町大野2034番地の5																																			
	名称	社会福祉法人 健康の森学園																																			
	代表者	理事長 竹本 博明																																			
	設立	平成3年3月27日																																			
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者授産施設 岡山県健康の森学園授産施設の指定管理 ・障害福祉サービス事業(健康の森学園共同生活援助事業所)の運営 ・障害児等療育支援事業の運営 ・障害福祉サービス事業(健康の森学園短期入所事業所)の運営 																																			
	実績等	・岡山県健康の森学園授産施設の指定管理業務外																																			
公募・非公募の別	公募																																				
募集期間	平成20年11月18日～21年1月13日(57日間)																																				
応募状況	1団体																																				
選定経緯	<p>平成21年1月20日に、指定管理者候補選定委員会を開催し、申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、組織体制、平等な利用の確保、施設の機能の発揮・経費縮減、安定した管理の実施などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、申請団体である(福)健康の森学園が適当とされた。</p> <p>この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p>																																				
選定委員会	開催日	平成21年1月20日																																			
	委員	委員長 県立大学教授			田内雅規																																
		委員 公認会計士			宮崎栄一																																
	委員 岡山県身体障害者福祉連合会副会長			山内喜三子																																	
	委員 岡山県手をつなぐ育成会副会長			太田律子																																	
	委員 山陽新聞社会事業団専務理事			阪本文雄																																	
	委員 岡山県社会福祉協議会常務理事			三宅健																																	
	委員 岡山県保健福祉部次長			浅野嘉彦																																	
	審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>申請者の技術的な能力</th> <th>管理運営の基 本方針</th> <th>サービス向上 に向けた取組</th> <th>危機管理に 関する取組</th> <th>効率的な管理 運営の取組</th> <th>申請者の管理 運営体制</th> <th>申請者の経理 的基礎</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>90</td> <td>150</td> <td>60</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td>(福)健康 の森学園</td> <td>260</td> <td>255</td> <td>74</td> <td>113</td> <td>43</td> <td>115</td> <td>120</td> <td>980</td> </tr> </tbody> </table>									項目 団体	申請者の技術的な能力	管理運営の基 本方針	サービス向上 に向けた取組	危機管理に 関する取組	効率的な管理 運営の取組	申請者の管理 運営体制	申請者の経理 的基礎	合計	配点	300	300	90	150	60	150	150	1200	(福)健康 の森学園	260	255	74	113	43	115	120	980
項目 団体	申請者の技術的な能力	管理運営の基 本方針	サービス向上 に向けた取組	危機管理に 関する取組	効率的な管理 運営の取組	申請者の管理 運営体制	申請者の経理 的基礎	合計																													
配点	300	300	90	150	60	150	150	1200																													
(福)健康 の森学園	260	255	74	113	43	115	120	980																													
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日																																				
担当課	保健福祉部障害福祉課 (内線:2847、直通226-7362)																																				

施設名	岡山県立児童会館	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市津島東一丁目4番1号
	名称	岡山県立児童会館管理運営共同体 <構成団体> 財団法人 岡山県青年館 特定非営利活動法人 子ども劇場岡山県センター
	代表者	牧野康平
	設立	平成20年12月10日
	事業内容等	<構成団体> 財団法人 岡山県青年館 青少年団体の育成と宿泊研修施設の管理運営 特定非営利活動法人 子ども劇場岡山県センター 子どもの居場所づくりと子育て関係団体の活動支援
	実績等	岡山県立児童会館の指定管理業務
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	平成23年3月に施設の廃止が決まっている施設であることから、指定管理者制度運用の手引きに基づき、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、岡山県立児童会館管理運営共同体からの事業計画等について、管理運営の基本方針、指導業務の安全確保、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、適当と認められるため、県において、岡山県立児童会館管理運営共同体を指定管理者の候補とした。	
指定期間	平成21年4月1日～平成23年3月31日	
担当課	保健福祉部子育て支援課（内線：2854、直通226-7348）	

施設名	岡山県立玉島学園	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	倉敷市玉島八島1899-1
	名称	社会福祉法人 恵聖会
	代表者	理事長 河野 澤與
	設立	昭和31年5月28日
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種社会福祉事業 児童養護施設の経営 ・ 第二種社会福祉事業 保育所の経営 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営 子育て短期支援事業の経営
	実績等	・ 岡山県立玉島学園の指定管理業務他
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>平成23年3月に施設の譲渡が決まっている施設であることから、指定管理者制度運用の手引きに基づき、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、社会福祉法人恵聖会からの事業計画等について、入所児童に対する適切な処遇及び安全の確保、安定した管理などの審査基準に基づき、審査し、適当と認められるため、県において、社会福祉法人恵聖会を指定管理者の候補とした。</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成23年3月31日	
担当課	保健福祉部子育て支援課 (内線: 2893、直通226-7347)	

施設名	岡山県立津島児童学院	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市祇園地先
	名称	社会福祉法人 旭川荘
	代表者	理事長 末光 茂
	設立	昭和34年4月24日
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 肢体不自由児施設 旭川療育園の設置経営 (ロ) 重症心身障害児施設 旭川児童院、睦学園及び南愛媛療育センターの設置経営 (ハ) 乳児院 旭川乳児院の設置経営 等 ・第二種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 児童デイサービス事業 バンビの家、くわのみどりの家及びみどり学園 (ロ) 短期入所事業 旭川学園、旭川療育園、睦学園、かわかみ療護園、岡山県立おかやま福祉の郷わかくさ学園、たかはし授産センター松風寮、南愛媛療育センター、竜ノ口寮 (ハ) 相談支援事業 旭川児童院、南愛媛療育センター、おかやま福祉の郷及びたかはし松風寮 等 ・公益を目的とする事業 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 社会福祉事業に従事する職員の養成施設 旭川荘厚生専門学院の設置経営 (ロ) 医療福祉の増進に関する研究施設 旭川荘医療福祉研究所（附属施設あかしや園を含む）の運営 (ハ) 社会福祉事業に従事する職員の研修施設 旭川荘研修センターの設置経営 等
実績等	・同施設の指定管理業務等	
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	平成23年3月に施設の譲渡が決まっている施設であることから、指定管理者制度運用の手引きに基づき、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、社会福祉法人旭川荘からの事業計画等について、入所児童に対する適切な処遇及び安全の確保、安定した管理などの審査基準に基づき、審査し、適当と認められるため、県において、社会福祉法人旭川荘を指定管理者の候補とした。	
指定期間	平成21年4月1日～平成23年3月31日	
担当課	保健福祉部子育て支援課（内線：2893、直通226-7347）	

施設名	岡山県総合展示場コンベックス岡山	
指定管理者の候補者として選定した団体	所在地	岡山市本町6番36号
	名称	コンベックス岡山コンソーシアム ※構成団体 丸田産業株式会社、株式会社ハウジング山陽、株式会社山陽セフティ、株式会社天満屋アドセンター
	代表者	丸田産業株式会社 代表取締役 伊原木 一衛
	設立	平成21年1月7日
	事業内容等	・岡山県総合展示場コンベックス岡山の指定管理業務（予定） ※構成団体の主な事業内容 丸田産業株式会社 不動産管理賃貸業, リゾートホテル業 株式会社ハウジング山陽 建設業、建物等の総合保守管理業 株式会社山陽セフティ 警備請負業 株式会社天満屋アドセンター 広告代理業, イベント文化事業
実績等	※構成団体の主な実績 丸田産業株式会社 岡山県岡山テルサの指定管理業務（共同） 株式会社山陽セフティ 岡山県岡山テルサの指定管理業務（共同）	
公募・非公募の別	公募	
募集期間	平成20年11月18日～平成21年1月13日（57日間）	
応募状況	4団体	
選定経緯	平成21年1月22日に、第2回岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を開催し、申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、効率的な管理運営の取組などの審査項目について審査を行い、コンベックス岡山コンソーシアムが最も適当とされた。 この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。	
選定委員会	開催日	平成21年1月22日
	委員	委員長 財団法人岡山経済研究所常務理事 大崎 泰正 委員 公認会計士 井上 信二 委員 社団法人中小企業診断協会岡山県支部副支部長 氏家 宏 委員 弁護士 渡辺 勝志 委員 社団法人倉敷観光コンベンションビューロー事務局長 岡 浩二 委員 岡山県産業労働部長 小野 隆夫

選 定 委員会	審 査 結 果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>管理運営 の基本方 針</th> <th>サービス向 上につながる 質の高い 管理運営に 向けた取組</th> <th>危機管理 に関する 取組</th> <th>効率的な 管理運営 の取組</th> <th>申請者の 管理運営 体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 点</td> <td>3 0</td> <td>1 2 0</td> <td>9 0</td> <td>1 5 0</td> <td>6 0</td> </tr> <tr> <td>コンベックス岡 山コンソーシアム</td> <td>2 3</td> <td>9 9</td> <td>6 3</td> <td>1 3 5</td> <td>4 2</td> </tr> <tr> <td>財団法人 岡山総合展 示場</td> <td>2 8</td> <td>9 2</td> <td>7 3</td> <td>1 2 2</td> <td>5 0</td> </tr> <tr> <td>コングレ岡 山グループ</td> <td>2 3</td> <td>9 6</td> <td>6 5</td> <td>1 1 7</td> <td>5 2</td> </tr> <tr> <td>スクエアサ ービス</td> <td>1 9</td> <td>6 9</td> <td>5 9</td> <td>9 6</td> <td>3 4</td> </tr> </tbody> </table>	項目 団体	管理運営 の基本方 針	サービス向 上につながる 質の高い 管理運営に 向けた取組	危機管理 に関する 取組	効率的な 管理運営 の取組	申請者の 管理運営 体制	配 点	3 0	1 2 0	9 0	1 5 0	6 0	コンベックス岡 山コンソーシアム	2 3	9 9	6 3	1 3 5	4 2	財団法人 岡山総合展 示場	2 8	9 2	7 3	1 2 2	5 0	コングレ岡 山グループ	2 3	9 6	6 5	1 1 7	5 2	スクエアサ ービス	1 9	6 9	5 9	9 6	3 4
		項目 団体	管理運営 の基本方 針	サービス向 上につながる 質の高い 管理運営に 向けた取組	危機管理 に関する 取組	効率的な 管理運営 の取組	申請者の 管理運営 体制																															
配 点	3 0	1 2 0	9 0	1 5 0	6 0																																	
コンベックス岡 山コンソーシアム	2 3	9 9	6 3	1 3 5	4 2																																	
財団法人 岡山総合展 示場	2 8	9 2	7 3	1 2 2	5 0																																	
コングレ岡 山グループ	2 3	9 6	6 5	1 1 7	5 2																																	
スクエアサ ービス	1 9	6 9	5 9	9 6	3 4																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>申請者の 経理的基 礎</th> <th>自主事業 の内容</th> <th>ISOなど環 境政策へ の取組状 況</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 点</td> <td>3 0</td> <td>9 0</td> <td>3 0</td> <td>6 0 0</td> </tr> <tr> <td>コンベックス岡 山コンソーシアム</td> <td>2 4</td> <td>8 4</td> <td>2 3</td> <td>4 9 3</td> </tr> <tr> <td>財団法人 岡山総合展 示場</td> <td>2 6</td> <td>7 5</td> <td>2 3</td> <td>4 8 9</td> </tr> <tr> <td>コングレ岡 山グループ</td> <td>2 6</td> <td>7 2</td> <td>2 1</td> <td>4 7 2</td> </tr> <tr> <td>スクエアサ ービス</td> <td>2 5</td> <td>5 1</td> <td>1 9</td> <td>3 7 2</td> </tr> </tbody> </table>	項目 団体	申請者の 経理的基 礎	自主事業 の内容	ISOなど環 境政策へ の取組状 況	合 計	配 点	3 0	9 0	3 0	6 0 0	コンベックス岡 山コンソーシアム	2 4	8 4	2 3	4 9 3	財団法人 岡山総合展 示場	2 6	7 5	2 3	4 8 9	コングレ岡 山グループ	2 6	7 2	2 1	4 7 2	スクエアサ ービス	2 5	5 1	1 9	3 7 2								
項目 団体	申請者の 経理的基 礎	自主事業 の内容	ISOなど環 境政策へ の取組状 況	合 計																																		
配 点	3 0	9 0	3 0	6 0 0																																		
コンベックス岡 山コンソーシアム	2 4	8 4	2 3	4 9 3																																		
財団法人 岡山総合展 示場	2 6	7 5	2 3	4 8 9																																		
コングレ岡 山グループ	2 6	7 2	2 1	4 7 2																																		
スクエアサ ービス	2 5	5 1	1 9	3 7 2																																		
指 定 期 間	平成21年4月1日～平成26年3月31日																																					
担 当 課	産業労働部企業立地・物流推進課 (内線：3036、直通226-7376)																																					

施設名	岡山セラミックスセンター																							
指定管理者の候補者として選定した団体	所在地	岡山県備前市西片上1406番地の18																						
	名称	岡山セラミックス技術振興財団																						
	代表者	理事長 島津 義昭																						
	設立	平成2年3月20日																						
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> セラミックスに関する研究並びに新技術及び新製品の開発 セラミックスに関する技術相談の実施 岡山セラミックスセンターの指定管理及び運営ほか 																						
	実績等	岡山セラミックスセンターの指定管理業務外																						
公募・非公募の別	公募																							
募集期間	平成20年11月18日～平成21年1月13日（57日間）																							
応募状況	1団体																							
選定経緯	<p>平成21年1月22日に、第2回岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を開催し、申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、申請者の技術的能力などの審査項目について審査を行い、岡山セラミックス技術振興財団が適当とされた。</p> <p>この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p>																							
選定委員会	開催日	平成21年1月22日																						
	委員	委員長 財団法人岡山経済研究所常務理事 委員 公認会計士 委員 社団法人中小企業診断協会岡山県支部副支部長 委員 弁護士 委員 岡山大学研究推進・産学官連携推進機構准教授 委員 岡山県産業労働部審議監			大崎 泰正 井上 信二 氏家 宏 渡辺 勝志 藤原 貴典 川端 正俊																			
	審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>管理運営 の基本方 針</th> <th>サービス 向上に つなぐ 高い管 理運 営に 向けた 取組</th> <th>危機管理 に関する 取組</th> <th>効率的な 管理運営 の取組</th> <th>申請者の 管理運営 体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>60</td> <td>150</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>岡山セラミックス技術振興財団</td> <td>56</td> <td>126</td> <td>72</td> <td>53</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>					項目 団体	管理運営 の基本方 針	サービス 向上に つなぐ 高い管 理運 営に 向けた 取組	危機管理 に関する 取組	効率的な 管理運営 の取組	申請者の 管理運営 体制	配点	60	150	90	90	60	岡山セラミックス技術振興財団	56	126	72	53	54
		項目 団体	管理運営 の基本方 針	サービス 向上に つなぐ 高い管 理運 営に 向けた 取組	危機管理 に関する 取組	効率的な 管理運営 の取組	申請者の 管理運営 体制																	
配点		60	150	90	90	60																		
岡山セラミックス技術振興財団	56	126	72	53	54																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>申請者の 経営基礎</th> <th>申請者の 技術的 能力</th> <th>自主事業 の内容</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>岡山セラミックス技術振興財団</td> <td>23</td> <td>56</td> <td>52</td> <td>492</td> </tr> </tbody> </table>					項目 団体	申請者の 経営基礎	申請者の 技術的 能力	自主事業 の内容	合計	配点	30	60	60	600	岡山セラミックス技術振興財団	23	56	52	492					
項目 団体	申請者の 経営基礎	申請者の 技術的 能力	自主事業 の内容	合計																				
配点	30	60	60	600																				
岡山セラミックス技術振興財団	23	56	52	492																				
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日																							
担当課	産業労働部産業振興課（内線：3046、直通226-7380）																							

施 設 名		岡山県テクノサポート岡山																	
指定管理 者の候補 として選 定した団 体	所 在 地	岡山市芳賀5301番地																	
	名 称	財団法人岡山県産業振興財団																	
	代 表 者	理事長 青井 賢平																	
	設 立	昭和43年8月8日																	
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の体質改善及び経営基盤の強化等に関する事業 ・ 中小企業の経営資源の充実を図るために必要な事業 ・ 産業技術の振興に関する事業 ・ 新事業の創出に関する事業 ・ 技術移転に関する事業 																	
	実 績 等	・ 岡山県テクノサポート岡山の指定管理業務ほか																	
公募・非公募の別		公募																	
募 集 期 間		平成20年11月18日～平成21年1月13日（57日間）																	
応 募 状 況		2団体																	
選 定 経 緯		<p>平成21年1月22日に、第2回岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を開催し、申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、サービス向上につながる質の高い管理運営、申請者の体制などの審査項目について審査を行い、財団法人岡山県産業振興財団が最も適当とされた。</p> <p>この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p>																	
選 定 委員会	開 催 日	平成21年1月22日																	
	委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">委員長</td> <td style="width: 40%;">財団法人岡山経済研究所常務理事</td> <td style="width: 30%;">大崎 泰正</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>公認会計士</td> <td>井上 信二</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>社団法人中小企業診断協会岡山県支部副支部長</td> <td>氏家 宏</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>弁護士</td> <td>渡辺 勝志</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山大学研究推進・産学官連携推進機構准教授</td> <td>藤原 貴典</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県産業労働部審議監</td> <td>川端 正俊</td> </tr> </table>	委員長	財団法人岡山経済研究所常務理事	大崎 泰正	委員	公認会計士	井上 信二	委員	社団法人中小企業診断協会岡山県支部副支部長	氏家 宏	委員	弁護士	渡辺 勝志	委員	岡山大学研究推進・産学官連携推進機構准教授	藤原 貴典	委員	岡山県産業労働部審議監
委員長	財団法人岡山経済研究所常務理事	大崎 泰正																	
委員	公認会計士	井上 信二																	
委員	社団法人中小企業診断協会岡山県支部副支部長	氏家 宏																	
委員	弁護士	渡辺 勝志																	
委員	岡山大学研究推進・産学官連携推進機構准教授	藤原 貴典																	
委員	岡山県産業労働部審議監	川端 正俊																	

選 定 委 員 会	審 査 結 果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>管理運営の 基本方針</th> <th>サービス向 上につな がる質の 高い管 理運営に 向けた取 組</th> <th>危機管理に 関する取 組</th> <th>効率的な管 理運営の取 組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 点</td> <td>6 0</td> <td>1 5 0</td> <td>9 0</td> <td>1 8 0</td> </tr> <tr> <td>財団法人 岡山県産業 振興財団</td> <td>6 0</td> <td>1 2 8</td> <td>7 6</td> <td>1 6 7</td> </tr> <tr> <td>日本管財 株式会社</td> <td>3 8</td> <td>1 0 4</td> <td>6 7</td> <td>1 5 5</td> </tr> </tbody> </table>	項目 団体	管理運営の 基本方針	サービス向 上につな がる質の 高い管 理運営に 向けた取 組	危機管理に 関する取 組	効率的な管 理運営の取 組	配 点	6 0	1 5 0	9 0	1 8 0	財団法人 岡山県産業 振興財団	6 0	1 2 8	7 6	1 6 7	日本管財 株式会社	3 8	1 0 4	6 7	1 5 5
		項目 団体	管理運営の 基本方針	サービス向 上につな がる質の 高い管 理運営に 向けた取 組	危機管理に 関する取 組	効率的な管 理運営の取 組																
配 点	6 0	1 5 0	9 0	1 8 0																		
財団法人 岡山県産業 振興財団	6 0	1 2 8	7 6	1 6 7																		
日本管財 株式会社	3 8	1 0 4	6 7	1 5 5																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>申請者の管 理運営体制</th> <th>申請者の経 理的基礎</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 点</td> <td>6 0</td> <td>6 0</td> <td>6 0 0</td> </tr> <tr> <td>財団法人 岡山県産業 振興財団</td> <td>5 8</td> <td>5 8</td> <td>5 4 7</td> </tr> <tr> <td>日本管財 株式会社</td> <td>4 6</td> <td>6 0</td> <td>4 7 0</td> </tr> </tbody> </table>	項目 団体	申請者の管 理運営体制	申請者の経 理的基礎	計	配 点	6 0	6 0	6 0 0	財団法人 岡山県産業 振興財団	5 8	5 8	5 4 7	日本管財 株式会社	4 6	6 0	4 7 0						
項目 団体	申請者の管 理運営体制	申請者の経 理的基礎	計																			
配 点	6 0	6 0	6 0 0																			
財団法人 岡山県産業 振興財団	5 8	5 8	5 4 7																			
日本管財 株式会社	4 6	6 0	4 7 0																			
指 定 期 間	平成 2 1 年 4 月 1 日～平成 2 4 年 3 月 3 1 日																					
担 当 課	産業労働部産業振興課（内線：3045、直通226-7379）																					

施設名	岡山県観光物産センター	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市田町一丁目3番1号
	名称	社団法人岡山県産業貿易振興協会
	代表者	会長 岡崎 彬
	設立	昭和43年9月24日
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産品の収集、展示、紹介、宣伝、斡旋及び内外の各種見本市、催事等に参加し、販路拡張に資すること ・ 貿易並びに国際経済に関する情報を収集して会員の利用に供すること ・ 講演会、懇談会、研究会等を開催して貿易及び国際経済に関する知識の向上を図ること ・ 県産品の内外市場開拓のための調査及び商品の開発に対する育成指導を行うこと ・ 県内産業及び貿易振興に関する問題を調査審議し、並びに立案建議すること ・ 建物及び土地の貸与並びに維持管理を行うこと
	実績等	・ 岡山県観光物産センターの指定管理業務ほか
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>平成21年9月に施設の廃止が決まっている施設であることから、指定管理者制度運用の手引きに基づき、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、社団法人岡山県産業貿易振興協会からの事業計画等について、管理運営の基本方針、指導業務の安全確保、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、適当と認められるため、県において、社団法人岡山県産業貿易振興協会を指定管理者の候補とした。</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成21年8月31日	
担当課	産業労働部観光物産課（内線：3058、直通226-7383）	

施設名	岡山県岡山テルサ																			
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市本町6番36号																		
	名称	丸田産業株式会社																		
	代表者	代表取締役 伊原木 一衛																		
	設立	昭和35年2月25日																		
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の管理賃貸業 ・リゾートホテル業 																		
	実績等	・岡山県岡山テルサの指定管理業務（共同）																		
公募・非公募の別	公募																			
募集期間	平成20年11月18日～平成21年1月13日（57日間）																			
応募状況	1団体																			
選定経緯	平成21年1月22日に、第2回岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を開催し、申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、効率的な管理運営の取組、申請者の管理運営体制などの審査項目について審査を行い、丸田産業株式会社が適当とされた。 この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。																			
選定委員会	開催日	平成21年1月22日																		
	委員	委員長 財団法人岡山経済研究所常務理事 大崎 泰正 委員 公認会計士 井上 信二 委員 社団法人中小企業診断協会岡山県支部副支部長 氏家 宏 委員 弁護士 渡辺 勝志 委員 日本労働組合総連合会岡山県連合会会長 二宮 卓志 委員 岡山県産業労働部長 小野 隆夫																		
	審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>管理運営の 基本方針</th> <th>サービス向上に つながる質の高い 管理運営に向けた取組</th> <th>危機管理に関 する取組</th> <th>効率的な管理 運営の取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>30</td> <td>210</td> <td>90</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>丸田産業 株式会社</td> <td>14</td> <td>131</td> <td>62</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table>				項目 団体	管理運営の 基本方針	サービス向上に つながる質の高い 管理運営に向けた取組	危機管理に関 する取組	効率的な管理 運営の取組	配点	30	210	90	150	丸田産業 株式会社	14	131	62	84
		項目 団体	管理運営の 基本方針	サービス向上に つながる質の高い 管理運営に向けた取組	危機管理に関 する取組	効率的な管理 運営の取組														
配点	30	210	90	150																
丸田産業 株式会社	14	131	62	84																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>申請者の管 理運営体制</th> <th>申請者の経理 的基礎</th> <th>ISOなど環境 政策への取組 状況</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>丸田産業 株式会社</td> <td>46</td> <td>23</td> <td>22</td> <td>382</td> </tr> </tbody> </table>				項目 団体	申請者の管 理運営体制	申請者の経理 的基礎	ISOなど環境 政策への取組 状況	合計	配点	60	30	30	600	丸田産業 株式会社	46	23	22	382		
項目 団体	申請者の管 理運営体制	申請者の経理 的基礎	ISOなど環境 政策への取組 状況	合計																
配点	60	30	30	600																
丸田産業 株式会社	46	23	22	382																
指定期間	平成21年4月1日～平成23年3月31日																			
担当課	産業労働部労政・雇用対策課（内線：2926、直通226-7386）																			

施設名	おかやまファーマーズ・マーケット サウスヴィレッジ	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市灘崎町片岡2468
	名称	有限会社 サウスヴィレッジ
	代表者	代表取締役 堀川 進
	設立	平成15年3月17日
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・おかやまファーマーズ・マーケットサウスヴィレッジの管理運営業務 ・宿泊施設、スポーツ施設等の観光施設の経営並びに料理飲食店、売店の経営 ・花卉及び園芸用品の販売 等
実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・おかやまファーマーズ・マーケットサウスヴィレッジの管理運営業務（灘崎町合併特例区から受託） 	
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>平成21年度末までに県施設としては閉じることが決まっている施設であることから、指定管理者制度運用の手引きに基づき、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、(有)サウスヴィレッジからの事業計画等について、管理運営の基本方針、安全確保対策、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、適当と認められるため、県において、同社を指定管理者の候補とした。</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
担当課	農林水産部農政企画課（内線：3113、直通226-7413）	

施設名	おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	勝田郡勝央町勝間田201
	名称	勝央町
	代表者	勝央町長 西田 孝
	設立	—
	事業内容等	—
	実績等	—
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	平成21年度末までに県施設としては閉じることが決まっている施設であることから、指定管理者制度運用の手引きに基づき、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、勝央町からの事業計画等について、管理運営の基本方針、安全確保対策、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、適当と認められるため、県において、同町を指定管理者の候補とした。	
指定期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
担当課	農林水産部農政企画課（内線：3113、直通226-7413）	

施設名	岡山県立青少年農林文化センター三徳園																																						
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市内山下二丁目4番6号																																					
	名称	岡山県農林漁業担い手育成財団																																					
	代表者	理事長 村上 進通																																					
	設立	昭和56年3月27日																																					
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業を志す青年に対する自立経営の意欲の涵養及び経営技術の習得のための各種研修事業 ・農林漁業への就業促進事業 ・農村と都市の青年相互の交流事業 等 																																					
	実績等	・当該施設の指定管理業務ほか																																					
公募・非公募の別	公募																																						
募集期間	平成20年11月18日～平成21年1月13日(57日間)																																						
応募状況	2団体																																						
選定経緯	<p>岡山県農林水産関係指定管理者候補選定委員会を開催し、各申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、サービス向上の取組、申請者の管理運営体制などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、申請団体のうち岡山県農林漁業担い手育成財団が最も適当とされた。</p> <p>この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p>																																						
選定委員会	開催日	平成21年1月22日																																					
	委員	委員長 岡山大学理事・副学長 委員 公認会計士 委員 岡山理科大学学長 委員 岡山県農業協同組合中央会専務理事 委員 川崎医療福祉大学教授 委員 岡山県農林水産部長			佐藤 豊信 鳥越 貞成 波田 善夫 宮本 芳郎 吉田 浩子 杉山 誠一																																		
	審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>管理運営の 基本方針</th> <th>サービス 向上の 取組</th> <th>危機管 理への 取組</th> <th>効率的 管理 運 営</th> <th>申請者 の運営 体 制</th> <th>申請者 の財政 基 盤</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 点</td> <td>90</td> <td>150</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>90</td> <td>60</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>岡山県農林 漁業担い手 育成財団</td> <td>76</td> <td>113</td> <td>58</td> <td>57</td> <td>65</td> <td>42</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>ベネフィ ットホテ ル(株)</td> <td>46</td> <td>75</td> <td>56</td> <td>71</td> <td>48</td> <td>44</td> <td>340</td> </tr> </tbody> </table>							項目 団体	管理運営の 基本方針	サービス 向上の 取組	危機管 理への 取組	効率的 管理 運 営	申請者 の運営 体 制	申請者 の財政 基 盤	合計	配 点	90	150	90	120	90	60	600	岡山県農林 漁業担い手 育成財団	76	113	58	57	65	42	411	ベネフィ ットホテ ル(株)	46	75	56	71	48	44
項目 団体	管理運営の 基本方針	サービス 向上の 取組	危機管 理への 取組	効率的 管理 運 営	申請者 の運営 体 制	申請者 の財政 基 盤	合計																																
配 点	90	150	90	120	90	60	600																																
岡山県農林 漁業担い手 育成財団	76	113	58	57	65	42	411																																
ベネフィ ットホテ ル(株)	46	75	56	71	48	44	340																																
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日																																						
担当課	農林水産部農業経営課(内線:3137、直通226-7420)																																						

施設名	岡山県立森林公園																																						
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	苫田郡鏡野町上齋原514-1																																					
	名称	財団法人 上齋原振興公社																																					
	代表者	理事長 山崎 親男																																					
	設立	平成3年3月20日																																					
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の美化、保全及び整備に関する事業 ・観光客受入体制の促進 ・観光資源の発掘、整備等に関する事業 等 																																					
	実績等	・当該施設の指定管理業務ほか																																					
公募・非公募の別	公募																																						
募集期間	平成20年11月18日～平成21年1月13日（57日間）																																						
応募状況	2団体																																						
選定経緯	<p>岡山県農林水産関係指定管理者候補選定委員会を開催し、各申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、サービス向上の取組、申請者の管理運営体制などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、申請団体のうち(財)上齋原振興公社が最も適当とされた。</p> <p>この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p>																																						
選定委員会	開催日	平成21年1月22日																																					
	委員	委員長 岡山大学理事・副学長			佐藤 豊信																																		
		委員 公認会計士			鳥越 貞成																																		
	委員 岡山理科大学学長			波田 善夫																																			
	委員 岡山県農業協同組合中央会専務理事			宮本 芳郎																																			
	委員 川崎医療福祉大学教授			吉田 浩子																																			
	委員 岡山県農林水産部長			杉山 誠一																																			
	審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>管理運営の 基本方針</th> <th>サービス 向上の取組</th> <th>危機管 理への 取組</th> <th>効率的 管 理 運 営</th> <th>申請者 の運営 体 制</th> <th>申請者 の財政 基 盤</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 点</td> <td>90</td> <td>150</td> <td>120</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>60</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>(財)上齋原 振興公社</td> <td>74</td> <td>120</td> <td>72</td> <td>46</td> <td>73</td> <td>36</td> <td>421</td> </tr> <tr> <td>(株)ガット</td> <td>39</td> <td>65</td> <td>69</td> <td>61</td> <td>36</td> <td>38</td> <td>308</td> </tr> </tbody> </table>						項目 団体	管理運営の 基本方針	サービス 向上の取組	危機管 理への 取組	効率的 管 理 運 営	申請者 の運営 体 制	申請者 の財政 基 盤	合計	配 点	90	150	120	90	90	60	600	(財)上齋原 振興公社	74	120	72	46	73	36	421	(株)ガット	39	65	69	61	36	38	308
項目 団体	管理運営の 基本方針	サービス 向上の取組	危機管 理への 取組	効率的 管 理 運 営	申請者 の運営 体 制	申請者 の財政 基 盤	合計																																
配 点	90	150	120	90	90	60	600																																
(財)上齋原 振興公社	74	120	72	46	73	36	421																																
(株)ガット	39	65	69	61	36	38	308																																
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日																																						
担当課	農林水産部林政課（内線：3314、直通226-7452）																																						

施設名	岡山県二十一世紀の森	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市内山下二丁目4番6号
	名称	岡山県農林漁業担い手育成財団
	代表者	理事長 村上 進通
	設立	昭和56年3月27日
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業を志す青年に対する自立経営の意欲の涵養及び経営技術の習得のための各種研修事業 ・農林漁業への就業促進事業 ・農村と都市の青年相互の交流事業 等
実績等	・当該施設の指定管理業務ほか	
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>平成21年度末までに県施設としては閉じることが決まっている施設であることから、指定管理者制度運用の手引きに基づき、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、岡山県農林漁業担い手育成財団からの事業計画等について、管理運営の基本方針、安全確保対策、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、適当と認められるため、県において、同財団を指定管理者の候補とした。</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
担当課	農林水産部林政課（内線：3305、直通226-7451）	

施設名	岡山県龍ノログリーンシャワー公園	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市岡南町二丁目5番10号
	名称	岡山県森林組合連合会
	代表者	代表理事会長 井手 紘一郎
	設立	昭和16年11月28日
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・所属員のためにする森林の経営に関する指導 ・所属員の委託を受けて行う森林の施業及び経営 ・会員の行う事業に必要な資金の貸付け 等
実績等	・当該施設の指定管理業務ほか	
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>平成21年度末までに県施設としては閉じることが決まっている施設であることから、指定管理者制度運用の手引きに基づき、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、岡山県森林組合連合会からの事業計画等について、管理運営の基本方針、安全確保対策、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、適当と認められるため、県において、同連合会を指定管理者の候補とした。</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
担当課	農林水産部林政課（内線：3313、直通226-7452）	

施設名	岡山県牛窓ヨットハーバー																																												
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	瀬戸内市牛窓町牛窓5414番地の7																																											
	名称	岡山県牛窓ヨットハーバー管理グループ ※構成団体 財団法人 岡山県牛窓海洋スポーツ振興会 特定非営利活動法人 岡山県セーリング連盟																																											
	代表者	財団法人 岡山県牛窓海洋スポーツ振興会 理事長 岡崎 彬																																											
	設立	平成17年10月31日																																											
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理業務 ・海洋性スポーツの普及振興業務 ※構成団体の主な事業内容 財団法人 岡山県牛窓海洋スポーツ振興会 海洋スポーツ・レクリエーションに必要な教育、講習会及び指導者の育成に関する事業 特定非営利活動法人 岡山県セーリング連盟 セーリング競技会、講習会等の主催、共催及び後援																																											
	実績等	・岡山県牛窓ヨットハーバーの指定管理業務																																											
公募・非公募の別	公募																																												
募集期間	平成20年11月18日～平成21年1月13日（57日間）																																												
応募状況	2団体																																												
選定経緯	平成21年1月26日に、岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を開催し、各申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、サービス向上、申請者の体制などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、申請団体のうち岡山県牛窓ヨットハーバー管理グループが最も適当とされた。この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。																																												
選定委員会	開催日	平成21年1月26日																																											
	委員	委員長 岡山大学大学院環境学研究科長 阿部 宏史 委員 公認会計士 小橋 仙敬 委員 岡山県倉庫協会会長 末長 範彦 委員 岡山県スポーツ振興審議会委員 塩見 優子 委員 呂久/長船B&G海洋センター所長 小竹 俊作 委員 岡山県土木部都市局長 吉井 節夫																																											
	審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>基本 方針</th> <th>サー ビス 向上</th> <th>危機 管理</th> <th>効率 的な 管理</th> <th>管理 運営 体制</th> <th>経理 的基 礎</th> <th>技術 的能 力</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 点</td> <td>60</td> <td>150</td> <td>90</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>岡山県牛窓ヨットハーバー管理グループ</td> <td>55</td> <td>131</td> <td>78</td> <td>48</td> <td>78</td> <td>52</td> <td>84</td> <td>526</td> </tr> <tr> <td>株式会社岡山マリン・ボートセンター</td> <td>43</td> <td>103</td> <td>67</td> <td>38</td> <td>63</td> <td>36</td> <td>66</td> <td>416</td> </tr> </tbody> </table>									項目 団体	基本 方針	サー ビス 向上	危機 管理	効率 的な 管理	管理 運営 体制	経理 的基 礎	技術 的能 力	合 計	配 点	60	150	90	60	90	60	90	600	岡山県牛窓ヨットハーバー管理グループ	55	131	78	48	78	52	84	526	株式会社岡山マリン・ボートセンター	43	103	67	38	63	36	66
項目 団体	基本 方針	サー ビス 向上	危機 管理	効率 的な 管理	管理 運営 体制	経理 的基 礎	技術 的能 力	合 計																																					
配 点	60	150	90	60	90	60	90	600																																					
岡山県牛窓ヨットハーバー管理グループ	55	131	78	48	78	52	84	526																																					
株式会社岡山マリン・ボートセンター	43	103	67	38	63	36	66	416																																					
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日																																												
担当課	土木部港湾課（内線：3494、直通226-7484）																																												

施設名	総合グラウンド（岡山武道館を除く。）																														
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市内山下一丁目3番7号																													
	名称	社団法人 岡山県総合協力事業団																													
	代表者	理事長 赤田 修司																													
	設立	昭和56年6月20日																													
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行政に関する調査研究業務、講演会等の開催及び協賛業務 ・事務及び事業に関する業務の受託 ・地方公共団体の職員等の旅行に係る旅行業者代理業 ・労働者派遣事業 ・職業紹介事業 																													
実績等	・岡山県総合グラウンドの指定管理業務																														
公募・非公募の別	公募																														
募集期間	平成20年11月18日～平成21年1月13日（57日間）																														
応募状況	1団体																														
選定経緯	<p>平成21年1月19日に、岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を開催し、申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、サービス向上、危機管理、効率的な管理運営、管理運営体制、経理的基礎の審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、適当とされた。</p> <p>この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p>																														
選定委員会	開催日	平成21年1月19日																													
	委員	<table border="0"> <tr> <td>委員長</td> <td>岡山大学大学院環境学研究科長</td> <td>阿部</td> <td>宏史</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>公認会計士</td> <td>小橋</td> <td>仙敬</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県スポーツ振興審議会委員</td> <td>塩見</td> <td>優子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県消費生活問題研究協議会会長</td> <td>佐藤</td> <td>久子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山陸上競技協会理事長</td> <td>神達</td> <td>靖久</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県土木部長</td> <td>大塚</td> <td>俊介</td> </tr> </table>						委員長	岡山大学大学院環境学研究科長	阿部	宏史	委員	公認会計士	小橋	仙敬	委員	岡山県スポーツ振興審議会委員	塩見	優子	委員	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤	久子	委員	岡山陸上競技協会理事長	神達	靖久	委員	岡山県土木部長	大塚	俊介
委員長	岡山大学大学院環境学研究科長	阿部	宏史																												
委員	公認会計士	小橋	仙敬																												
委員	岡山県スポーツ振興審議会委員	塩見	優子																												
委員	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤	久子																												
委員	岡山陸上競技協会理事長	神達	靖久																												
委員	岡山県土木部長	大塚	俊介																												
審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>基本 方針</th> <th>サー ビス 向上</th> <th>危機 管理</th> <th>効率 的な 管理</th> <th>管理 運営 体制</th> <th>経理 的基 礎</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配 点</td> <td>60</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>90</td> <td>150</td> <td>30</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>社団法人岡山県総合協力事業団</td> <td>57</td> <td>99</td> <td>129</td> <td>58</td> <td>136</td> <td>29</td> <td>508</td> </tr> </tbody> </table>							項目 団体	基本 方針	サー ビス 向上	危機 管理	効率 的な 管理	管理 運営 体制	経理 的基 礎	合 計	配 点	60	120	150	90	150	30	600	社団法人岡山県総合協力事業団	57	99	129	58	136	29	508
項目 団体	基本 方針	サー ビス 向上	危機 管理	効率 的な 管理	管理 運営 体制	経理 的基 礎	合 計																								
配 点	60	120	150	90	150	30	600																								
社団法人岡山県総合協力事業団	57	99	129	58	136	29	508																								
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日																														
担当課	土木部都市局都市計画課（内線：3504、直通226-7490）																														

施設名	倉敷スポーツ公園																														
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	倉敷市中庄3250-1番地																													
	名称	財団法人 倉敷スポーツ公園																													
	代表者	理事長 伊丹 文雄																													
	設立	平成6年5月20日																													
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場その他の都市公園の設置管理運営に関する調査研究及び普及啓発 ・都市公園を活用したスポーツ、レクリエーション等の調査研究及び振興 ・倉敷スポーツ公園の管理運営業務の受託 ・倉敷スポーツ公園の利用促進 																													
実績等	・倉敷スポーツ公園の指定管理業務																														
公募・非公募の別	公募																														
募集期間	平成20年11月18日～平成21年1月13日（57日間）																														
応募状況	1団体																														
選定経緯	<p>平成21年1月19日に、岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を開催し、申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、サービス向上、危機管理、効率的な管理運営、管理運営体制、経理的基礎の審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、適当とされた。</p> <p>この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p>																														
選定委員会	開催日	平成21年1月19日																													
	委員	<table border="0"> <tr> <td>委員長</td> <td>岡山大学大学院環境学研究科長</td> <td>阿部</td> <td>宏史</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>公認会計士</td> <td>小橋</td> <td>仙敬</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県スポーツ振興審議会委員</td> <td>塩見</td> <td>優子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県消費生活問題研究協議会会長</td> <td>佐藤</td> <td>久子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県高等学校野球連盟理事長</td> <td>河原</td> <td>丈久</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県土木部長</td> <td>大塚</td> <td>俊介</td> </tr> </table>							委員長	岡山大学大学院環境学研究科長	阿部	宏史	委員	公認会計士	小橋	仙敬	委員	岡山県スポーツ振興審議会委員	塩見	優子	委員	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤	久子	委員	岡山県高等学校野球連盟理事長	河原	丈久	委員	岡山県土木部長	大塚
委員長	岡山大学大学院環境学研究科長	阿部	宏史																												
委員	公認会計士	小橋	仙敬																												
委員	岡山県スポーツ振興審議会委員	塩見	優子																												
委員	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤	久子																												
委員	岡山県高等学校野球連盟理事長	河原	丈久																												
委員	岡山県土木部長	大塚	俊介																												
審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>基本方針</th> <th>サービス向上</th> <th>危機管理</th> <th>効率的な管理</th> <th>管理運営体制</th> <th>経理的基礎</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>60</td> <td>180</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>150</td> <td>30</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>財団法人倉敷スポーツ公園</td> <td>56</td> <td>145</td> <td>82</td> <td>81</td> <td>132</td> <td>30</td> <td>526</td> </tr> </tbody> </table>							項目 団体	基本方針	サービス向上	危機管理	効率的な管理	管理運営体制	経理的基礎	合計	配点	60	180	90	90	150	30	600	財団法人倉敷スポーツ公園	56	145	82	81	132	30	526
項目 団体	基本方針	サービス向上	危機管理	効率的な管理	管理運営体制	経理的基礎	合計																								
配点	60	180	90	90	150	30	600																								
財団法人倉敷スポーツ公園	56	145	82	81	132	30	526																								
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日																														
担当課	土木部都市局都市計画課（内線：3504、直通226-7490）																														

施設名	県営住宅花畑団地外28団地																																			
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	岡山市蕃山町1番20号																																		
	名称	岡山県営住宅管理グループ ※構成団体 岡山県住宅供給公社、財団法人 岡山県建設技術センター																																		
	代表者	岡山県住宅供給公社 理事長 島津 義昭																																		
	設立	平成20年12月19日																																		
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> 岡山県営住宅の指定管理業務 ※構成団体の主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 岡山県住宅供給公社 <ul style="list-style-type: none"> 住宅用地の分譲、県営住宅等の維持管理 財団法人 岡山県建設技術センター <ul style="list-style-type: none"> 建設技術者の研修、県及び市町村の技術支援 																																		
	実績等	※構成団体の主な実績 岡山県住宅供給公社 岡山県営住宅の指定管理業務																																		
公募・非公募の別	公募																																			
募集期間	平成20年11月18日～平成21年1月13日（57日間）																																			
応募状況	1団体																																			
選定経緯	<p>平成21年1月20日に、岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を開催し、申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、管理業務の実施方針、サービス向上、危機管理、効率的な管理運営、申請者の管理運営体制などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、適当とされた。この審査結果を踏まえ、当該団体を指定管理者の候補としたものである。</p>																																			
選定委員会	開催日	平成21年1月20日																																		
	委員	<table border="0"> <tr> <td>委員長</td> <td>岡山大学大学院環境学研究科長</td> <td>阿部</td> <td>宏史</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>公認会計士</td> <td>小橋</td> <td>仙敬</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県消費生活問題研究協議会会長</td> <td>佐藤</td> <td>久子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県建築士会女性部会部長</td> <td>中山</td> <td>裕里香</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県社会福祉協議会常務理事</td> <td>三宅</td> <td>健</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>岡山県土木部都市局長</td> <td>吉井</td> <td>節夫</td> </tr> </table>									委員長	岡山大学大学院環境学研究科長	阿部	宏史	委員	公認会計士	小橋	仙敬	委員	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤	久子	委員	岡山県建築士会女性部会部長	中山	裕里香	委員	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅	健	委員	岡山県土木部都市局長	吉井	節夫		
	委員長	岡山大学大学院環境学研究科長	阿部	宏史																																
委員	公認会計士	小橋	仙敬																																	
委員	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤	久子																																	
委員	岡山県建築士会女性部会部長	中山	裕里香																																	
委員	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅	健																																	
委員	岡山県土木部都市局長	吉井	節夫																																	
審査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 団体</th> <th>基本 方針</th> <th>実施 方針</th> <th>サー ビス 向上</th> <th>危機 管理</th> <th>効率 的な 管理</th> <th>管理 運営 体制</th> <th>経理 的基 礎</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配点</td> <td>60</td> <td>180</td> <td>30</td> <td>150</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>30</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>岡山県営住宅管理グループ</td> <td>55</td> <td>151</td> <td>26</td> <td>132</td> <td>29</td> <td>75</td> <td>23</td> <td>491</td> </tr> </tbody> </table>									項目 団体	基本 方針	実施 方針	サー ビス 向上	危機 管理	効率 的な 管理	管理 運営 体制	経理 的基 礎	合計	配点	60	180	30	150	60	90	30	600	岡山県営住宅管理グループ	55	151	26	132	29	75	23	491
項目 団体	基本 方針	実施 方針	サー ビス 向上	危機 管理	効率 的な 管理	管理 運営 体制	経理 的基 礎	合計																												
配点	60	180	30	150	60	90	30	600																												
岡山県営住宅管理グループ	55	151	26	132	29	75	23	491																												
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日																																			
担当課	土木部都市局住宅課（内線：3557、直通226-7536）																																			

施設名	県営住宅笠岡団地											
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	笠岡市中央町1番地の1										
	名称	笠岡市										
	代表者	笠岡市長 高木 直矢										
	設立	—										
	事業内容等	—										
	実績等	—										
公募・非公募の別	非公募											
選定経緯	<p>笠岡団地については、平成20年10月27日に非公募とすることの適否について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により指定管理者を選定することとした。</p> <p>笠岡市から提出された事業計画等（管理の基本方針、管理業務の実施方針、管理体制など）を審査し、平成21年1月20日に指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、適当であると認められることから、笠岡市を指定管理者の候補とした。</p> <p>（非公募理由）</p> <p>笠岡団地は、従前から「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により笠岡市長に主な権限を委譲し、市営住宅と合わせて一体的な管理運営を行っている。</p> <p>（意見を聴取した外部有識者）</p> <table border="0"> <tr> <td>岡山大学大学院環境学研究科長</td> <td>阿部 宏史</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>小橋 仙敬</td> </tr> <tr> <td>岡山県消費生活問題研究協議会会長</td> <td>佐藤 久子</td> </tr> <tr> <td>岡山県建築士会女性部会部長</td> <td>中山 裕里香</td> </tr> <tr> <td>岡山県社会福祉協議会常務理事</td> <td>三宅 健</td> </tr> </table>		岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史	公認会計士	小橋 仙敬	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子	岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健
岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史											
公認会計士	小橋 仙敬											
岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子											
岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香											
岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健											
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日											
担当課	土木部都市局住宅課（内線：3557、直通226-7536）											

施 設 名	県営住宅井原団地											
指定管理者の候補として選定した団体	所 在 地	井原市井原町311番地1										
	名 称	井原市										
	代 表 者	井原市長 瀧本 豊文										
	設 立	—										
	事業内容等	—										
	実 績 等	—										
公募・非公募の別	非公募											
選 定 経 緯	<p>井原団地については、平成20年10月27日に非公募とすることの適否について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により指定管理者を選定することとした。</p> <p>井原市から提出された事業計画等（管理の基本方針、管理業務の実施方針、管理体制など）を審査し、平成21年1月20日に指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、適当であると認められることから、井原市を指定管理者の候補とした。</p> <p>（非公募理由）</p> <p>井原団地は、従前から「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により井原市長に主な権限を委譲し、市営住宅と合わせて一体的な管理運営を行っている。</p> <p>（意見を聴取した外部有識者）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">岡山大学大学院環境学研究科長</td> <td>阿部 宏史</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>小橋 仙敬</td> </tr> <tr> <td>岡山県消費生活問題研究協議会会長</td> <td>佐藤 久子</td> </tr> <tr> <td>岡山県建築士会女性部会部長</td> <td>中山 裕里香</td> </tr> <tr> <td>岡山県社会福祉協議会常務理事</td> <td>三宅 健</td> </tr> </table>		岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史	公認会計士	小橋 仙敬	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子	岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健
岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史											
公認会計士	小橋 仙敬											
岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子											
岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香											
岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健											
指 定 期 間	平成21年4月1日～平成24年3月31日											
担 当 課	土木部都市局住宅課 （内線：3557、直通226-7536）											

施 設 名	県営住宅高梁団地											
指定管理者の候補として選定した団体	所 在 地	高梁市松原通2043番地										
	名 称	高梁市										
	代 表 者	高梁市長 近藤 隆則										
	設 立	—										
	事業内容等	—										
	実 績 等	—										
公募・非公募の別	非公募											
選 定 経 緯	<p>高梁団地については、平成20年10月27日に非公募とすることの適否について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により指定管理者を選定することとした。</p> <p>高梁市から提出された事業計画等（管理の基本方針、管理業務の実施方針、管理体制など）を審査し、平成21年1月20日に指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、適当であると認められることから、高梁市を指定管理者の候補とした。</p> <p>（非公募理由）</p> <p>高梁団地は、従前から「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により高梁市長に主な権限を委譲し、市営住宅と合わせて一体的な管理運営を行っている。</p> <p>（意見を聴取した外部有識者）</p> <table border="0"> <tr> <td>岡山大学大学院環境学研究科長</td> <td>阿部 宏史</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>小橋 仙敬</td> </tr> <tr> <td>岡山県消費生活問題研究協議会会長</td> <td>佐藤 久子</td> </tr> <tr> <td>岡山県建築士会女性部会部長</td> <td>中山 裕里香</td> </tr> <tr> <td>岡山県社会福祉協議会常務理事</td> <td>三宅 健</td> </tr> </table>		岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史	公認会計士	小橋 仙敬	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子	岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健
岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史											
公認会計士	小橋 仙敬											
岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子											
岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香											
岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健											
指 定 期 間	平成21年4月1日～平成24年3月31日											
担 当 課	土木部都市局住宅課 （内線：3557、直通226-7536）											

施 設 名	県営住宅新見団地										
指定管理者の候補として選定した団体	所 在 地	新見市新見310番地3									
	名 称	新見市									
	代 表 者	新見市長 石垣 正夫									
	設 立	—									
	事業内容等	—									
	実 績 等	—									
公募・非公募の別	非公募										
選 定 経 緯	<p>新見団地については、平成20年10月27日に非公募とすることの適否について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により指定管理者を選定することとした。</p> <p>新見市から提出された事業計画等（管理の基本方針、管理業務の実施方針、管理体制など）を審査し、平成21年1月20日に指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、適当であると認められることから、新見市を指定管理者の候補とした。</p> <p>（非公募理由）</p> <p>新見団地は、従前から「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により新見市長に主な権限を委譲し、市営住宅と合わせて一体的な管理運営を行っている。</p> <p>（意見を聴取した外部有識者）</p> <table border="0"> <tr> <td>岡山大学大学院環境学研究科長</td> <td>阿部 宏史</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>小橋 仙敬</td> </tr> <tr> <td>岡山県消費生活問題研究協議会会長</td> <td>佐藤 久子</td> </tr> <tr> <td>岡山県建築士会女性部会部長</td> <td>中山 裕里香</td> </tr> <tr> <td>岡山県社会福祉協議会常務理事</td> <td>三宅 健</td> </tr> </table>	岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史	公認会計士	小橋 仙敬	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子	岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健
岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史										
公認会計士	小橋 仙敬										
岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子										
岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香										
岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健										
指 定 期 間	平成21年4月1日～平成24年3月31日										
担 当 課	土木部都市局住宅課 （内線：3557、直通226-7536）										

施設名	県営住宅泉団地											
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	和気郡和気町尺所555番地										
	名称	和気町										
	代表者	和気町長 大森 直徳										
	設立	—										
	事業内容等	—										
	実績等	—										
公募・非公募の別	非公募											
選定経緯	<p>泉団地については、平成20年10月27日に非公募とすることの適否について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により指定管理者を選定することとした。</p> <p>和気町から提出された事業計画等（管理の基本方針、管理業務の実施方針、管理体制など）を審査し、平成21年1月20日に指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、適当であると認められることから、和気町を指定管理者の候補とした。</p> <p>（非公募理由）</p> <p>泉団地は、従前から「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により和気町長に主な権限を委譲し、町営住宅と合わせて一体的な管理運営を行っている。</p> <p>（意見を聴取した外部有識者）</p> <table border="0"> <tr> <td>岡山大学大学院環境学研究科長</td> <td>阿部 宏史</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>小橋 仙敬</td> </tr> <tr> <td>岡山県消費生活問題研究協議会会長</td> <td>佐藤 久子</td> </tr> <tr> <td>岡山県建築士会女性部会部長</td> <td>中山 裕里香</td> </tr> <tr> <td>岡山県社会福祉協議会常務理事</td> <td>三宅 健</td> </tr> </table>		岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史	公認会計士	小橋 仙敬	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子	岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健
岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史											
公認会計士	小橋 仙敬											
岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子											
岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香											
岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健											
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日											
担当課	土木部都市局住宅課（内線：3557、直通226-7536）											

施 設 名	県営住宅矢掛団地										
指定管理者の候補として選定した団体	所 在 地	小田郡矢掛町矢掛3018番地									
	名 称	矢掛町									
	代 表 者	矢掛町長 山野 通彦									
	設 立	—									
	事業内容等	—									
	実 績 等	—									
公募・非公募の別	非公募										
選 定 経 緯	<p>矢掛団地については、平成20年10月27日に非公募とすることの適否について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により指定管理者を選定することとした。</p> <p>矢掛町から提出された事業計画等（管理の基本方針、管理業務の実施方針、管理体制など）を審査し、平成21年1月20日に指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、適当であると認められることから、矢掛町を指定管理者の候補とした。</p> <p>（非公募理由）</p> <p>矢掛団地は、従前から「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により矢掛町長に主な権限を委譲し、町営住宅と合わせて一体的な管理運営を行っている。</p> <p>（意見を聴取した外部有識者）</p> <table border="0"> <tr> <td>岡山大学大学院環境学研究科長</td> <td>阿部 宏史</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>小橋 仙敬</td> </tr> <tr> <td>岡山県消費生活問題研究協議会会長</td> <td>佐藤 久子</td> </tr> <tr> <td>岡山県建築士会女性部会部長</td> <td>中山 裕里香</td> </tr> <tr> <td>岡山県社会福祉協議会常務理事</td> <td>三宅 健</td> </tr> </table>	岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史	公認会計士	小橋 仙敬	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子	岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健
岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史										
公認会計士	小橋 仙敬										
岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子										
岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香										
岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健										
指 定 期 間	平成21年4月1日～平成24年3月31日										
担 当 課	土木部都市局住宅課 （内線：3557、直通226-7536）										

施 設 名	県営住宅勝間田団地											
指定管理者の候補として選定した団体	所 在 地	勝田郡勝央町勝間田201番地										
	名 称	勝央町										
	代 表 者	勝央町長 西田 孝										
	設 立	—										
	事業内容等	—										
	実 績 等	—										
公募・非公募の別	非公募											
選 定 経 緯	<p>勝間田団地については、平成20年10月27日に非公募とすることの適否について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により指定管理者を選定することとした。</p> <p>勝央町から提出された事業計画等（管理の基本方針、管理業務の実施方針、管理体制など）を審査し、平成21年1月20日に指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、適当であると認められることから、勝央町を指定管理者の候補とした。</p> <p>（非公募理由）</p> <p>勝間田団地は、従前から「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により勝央町長に主な権限を委譲し、町営住宅と合わせて一体的な管理運営を行っている。</p> <p>（意見を聴取した外部有識者）</p> <table border="0"> <tr> <td>岡山大学大学院環境学研究科長</td> <td>阿部 宏史</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>小橋 仙敬</td> </tr> <tr> <td>岡山県消費生活問題研究協議会会長</td> <td>佐藤 久子</td> </tr> <tr> <td>岡山県建築士会女性部会部長</td> <td>中山 裕里香</td> </tr> <tr> <td>岡山県社会福祉協議会常務理事</td> <td>三宅 健</td> </tr> </table>		岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史	公認会計士	小橋 仙敬	岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子	岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香	岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健
岡山大学大学院環境学研究科長	阿部 宏史											
公認会計士	小橋 仙敬											
岡山県消費生活問題研究協議会会長	佐藤 久子											
岡山県建築士会女性部会部長	中山 裕里香											
岡山県社会福祉協議会常務理事	三宅 健											
指 定 期 間	平成21年4月1日～平成24年3月31日											
担 当 課	土木部都市局住宅課 （内線：3557、直通226-7536）											

施設名	岡山県津山婦人青年の家	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	津山市山北520番地
	名称	津山市
	代表者	津山市長 桑山 博之
	設立	—
	事業内容等	—
	実績等	—
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	平成21年度末に津山市へ施設を譲渡することが決まっている施設であることから、指定管理者制度運用の手引きに基づき、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、津山市からの事業計画等について、管理運営の基本方針、危機管理に関する取組、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、適当と認められるため、津山市を指定管理者の候補とした。	
指定期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
担当課	教育庁生涯学習課（内線：4404、直通：226-7595）	

施設名	特別史跡旧閑谷学校	
指定管理者の候補として選定した団体	所在地	備前市閑谷784番地
	名称	財団法人 特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会
	代表者	理事長 森崎 岩之助
	設立	平成13年3月16日
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閑谷学校に関する調査・研究、伝統事業の継承 ・ 文化財保護思想の普及啓発 ・ 青少年の健全育成事業 ・ 特別史跡旧閑谷学校及び国指定重要文化財等の管理及び公開 ・ 閑谷学校資料館の管理及び公開
実績等	特別史跡旧閑谷学校の指定管理業務 岡山県青少年教育センター閑谷学校の指定管理業務	
公募・非公募の別	非公募	
選定経緯	<p>指定管理者制度運用の手引きに基づき、平成20年10月31日に非公募理由について外部有識者の意見を聴取した上で、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会からの事業計画等について、管理運営の基本方針、危機管理に関する取組、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、平成21年1月20日に、指定の適否について外部有識者の意見を聴取した上で、財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会を指定管理者の候補とした。</p> <p>(非公募理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重な文化財の管理実績を有している。 財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会は、国指定特別史跡の中に国宝、国指定重要文化財などを含む旧閑谷学校を適切に管理し、公開するために設立された公益法人で、長年質の高い適切な文化財の保護、修理、管理を継続して行ってきた実績があり、今後とも同様の管理が期待できる。 ○ 質の高いサービスが提供できる。 継続的な調査・研究による研究集録の発行、伝統行事（釈菜、読初の儀等）の実施、顕彰保存会が所有する貴重な文化財の展示など、蓄積された資料や研究成果を活かした他では行えない質の高いサービスが提供できる。 <p>(意見を聴取した外部有識者) 岡山大学大学院教授 倉地克直、岡山理科大学教授 江面嗣人、司法書士 谷川淳子</p>	
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	
担当課	教育庁文化財課 (内線：4411、直通：226-7601)	

施 設 名	岡山県立吉備路郷土館	
指定管理者の候補として選定した団体	所 在 地	総社市上林1252番地
	名 称	吉備路風土記の丘環境保全協会
	代 表 者	会長 片岡 聡一
	設 立	昭和47年5月11日
	事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県立吉備路郷土館の維持運営 ・吉備路風土記の丘県立自然公園特別地域内の環境保全事業 ・その他上記目的を達成するために必要な事業
実 績 等	岡山県立吉備路郷土館の指定管理業務外	
公募・非公募の別	非公募	
選 定 経 緯	<p>平成21年度末までに県施設としての廃止が決まっている施設であることから、指定管理者制度運用の手引きに基づき、非公募により、当該施設の指定管理者を選定することとし、吉備路風土記の丘環境保全協会からの事業計画等について、管理運営の基本方針、危機管理に関する取組、申請者の体制などの審査基準に基づき、審査し、適当と認められるため、吉備路風土記の丘環境保全協会を指定管理者の候補とした。</p>	
指 定 期 間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
担 当 課	教育庁文化財課 (内線：4411、直通：226-7601)	

第4次国土利用計画（岡山県計画）について

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、県土の利用に関する基本的事項を定めたものであり、国土利用計画（市町村計画）等の基本となるものである。

昨年7月に全国計画の変更がなされたことを踏まえ、現行の国土利用計画（岡山県計画）について、このたび第4次の変更を行うものである。

1 計画の構成

(1) 目標年次 平成29年（基準年次 平成18年）

(2) 項目

- ・ 県土の利用に関する基本構想
- ・ 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び概要
- ・ 目標を達成するために必要な措置の概要

(3) 概要 次ページのとおり

2 スケジュール（案）

平成20年7月 全国計画の決定

9月 岡山県計画素案のとりまとめ

） パブリック・コメント実施

市町村及び関係省庁との協議

平成21年1月 岡山県国土利用計画審議会からの意見聴取

2月 岡山県計画最終案のとりまとめ

3月 県議会議決

第4次国土利用計画（岡山県計画）（案）について（概要）

◎改定方針

県土利用における現状と課題を踏まえ、全国計画や新おかやま夢づくりプランとの整合性を図りながら、よりよい状態で県土を次世代に引継ぐ「持続可能な県土管理」を目標としている。このため、中山間地域の役割を明記するとともに環境の保全や安全・安心を重視し、多様な主体との「協働による県土管理」を行うこととしている。

◎県土利用における現状

- ・人口・世帯数の減少などによる土地利用効率の低下

- ・自然災害の増加
- ・地球温暖化の進行
- ・心の豊かさへの意識の高まり

- ・人々の土地利用への関心の高まり



よりよい状態で県土を次世代に引継ぐ
持続可能な県土管理

◎県土利用の基本方針

土地需要の調整と有効利用

- ・都市における土地の高度利用や低未利用地の有効利用
- ・優良農用地、森林の確保と保全

県土利用の質的向上

- ・安全で安心できる災害に強い県土づくり
- ・人と自然が共生できる県土づくり
- ・美しくゆとりある県土づくり

総合的な県土管理

- ・多様な主体との協働による県土管理

◎地域類型別の基本方向

都市（人々が密集して生活・生産活動を展開している地域）

- ・既成市街地において、再開発等による土地利用の高度化
- ・自然的土地利用からの転換を抑制

農山漁村（自然的地域のうち人為的な影響が強い地域）

- ・優良農用地、森林の確保と保全
- ・中山間地域における都市との機能分担や交流・連携の促進

自然維持地域（自然環境の保全のために維持すべき地域）

- ・野生生物の生息地や景観を確保するための自然環境の保全・再生
- ・自然とのふれあいの場としての利用

◎利用区分別の基本方向と目標面積を達成するための措置

(単位：ha,%)

年次 利用区分	第3次計画				第4次計画(案)			
	17年目標	構成比	17年現況	構成比	18年現況	構成比	29年目標	構成比
農用地	81,800	11.5	73,400	10.3	73,100	10.3	69,900	9.8
農地	79,500	11.2	71,100	10.0	70,800	10.0	67,600	9.5
採草放牧地	2,300	0.3	2,300	0.3	2,300	0.3	2,300	0.3
森林	483,500	68.0	484,000	68.0	483,900	68.0	483,800	68.0
宅地	35,700	5.0	36,500	5.2	36,800	5.2	37,800	5.3
道路、河川等	110,500	15.5	117,300	16.5	117,500	16.5	119,900	16.9
合計	711,500	100.0	711,200	100.0	711,300	100.0	711,400	100.0

- ・第3次計画において、農地は現況面積が目標面積を大きく下回った。森林は目標を達成している。
- ・第4次計画においては、農地の減少幅を全国計画程度に抑制している。森林については大規模開発が沈静化し、今後もこの傾向が続くものと推計した。

○利用区分別の基本方向

農用地	森林	宅地
<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全、美しい景観の形成など農業・農村の有する多面的機能の確保 ・耕作放棄地の発生防止等 	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害の防止や温暖化防止など公益的機能を高める森づくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地について、生活関連施設の整備を進め良好な居住環境を形成

○目標を達成するための措置

<p>県土の保全と安全性の確保</p> <p>間伐による森林整備や保安林の管理、治山施設の整備を促進</p>	<p>環境の保全と美しい県土の形成</p> <p>バイオマスエネルギー等の導入などによる低炭素社会の構築と環境負荷の低減</p>
<p>土地の有効利用の推進</p> <p>民間企業へのリース等による農業参入や市民農園としての利活用等による農用地の有効利用</p>	<p>協働による県土管理</p> <p>都市住民や企業による森づくり活動、住民参加による道路や河川の保全など多様な主体との協働による県土管理の推進</p>

国土利用計画素案に対する主な意見と県の考え方

意見の要約	県の考え方
<p>審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少による市街地の空洞化、低未利用地の増加にもかかわらず宅地面積が増加しているのはなぜか。 ・食料自給率確保のためにも農地面積は増加した方がよいのではないか。 ・地産地消の考え方を進めていくことについての記述をしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化の進展等により宅地の需要は当分の間増加が見込まれると考えている。 ・農地は全国的にも減少傾向にあり今後もこの傾向は避けられないが、減少幅をこれまでの約半分に抑制することを目標としている。 ・「県土利用の基本方針」の項目のなかで、地産地消の取組を促進する必要性があることを記述することとした。
<p>市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然海浜の保全について記述してはどうか。 ・「低炭素社会の構築」の項のうち「新エネルギーの導入」について、風力・水力等の自然エネルギーを記述できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸域の環境と県土保全について記述することとした。 ・風力等の自然エネルギーも新エネルギーに含まれている。
<p>パブリック・コメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地対策として、中山間地域において小規模農業を目指す人のために、宿泊施設などの利便性も兼ね備えた里山をイメージした農園を開設するなど考えてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の利活用などによる耕作放棄地対策について、計画案に記述をしていますが、今後の中山間地域の役割や農用地の有効利用について、ご意見を参考にさせていただく。

国土利用計画（岡山県計画）（案）

— 第 四 次 —

岡 山 県

目 次

前 文

- 第1 県土の利用に関する基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
及び概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要・・・ 8

前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、岡山県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定めた計画であり、岡山県土地利用基本計画及び県下の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画の基本となるものである。

※ _____ が第3次計画からの変更、追加部分である

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

本県は、瀬戸大橋をはじめ高速道路網や鉄道網、空港、港湾などの交通基盤が充実し、陸海空の高速交通の結節点となっており、人的・物的交流の拠点として一層の飛躍が見込まれる。このため、その優位性を活かし長期的な視点に立った土地利用が求められている。

(1) 県土利用における現状と課題

(ア) 人口減少社会の到来と急速な少子高齢化の進展の中で、市街地の拡大傾向が弱まるとともに、人口密度の低下が進むことが見込まれる。

都市地域においては、一部の利便性の高い地区での人口増加の一方、それ以外の地域では人口減少が予想され、中心市街地の空洞化、虫食いの的な低未利用地の増加などにより、全体として土地利用の効率の低下などが生じている。

このような状況から、農地から宅地への転換など地目間の土地利用転換は鈍化しているものの、地区によっては土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれるため、土地需要の調整や効率的利用の観点から、引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

(イ) 近年の災害の増加、被害の甚大化の傾向や、東南海・南海地震発生への懸念に加え、都市における諸機能の集中やライフラインへの依存の高まり、中山間地域等における農地や森林の管理水準の低下や地域コミュニティの弱体化などが進行している。

また、地球温暖化の進行や地球規模での生態系の危機等、自然環境への負荷の増大に伴って生じる諸問題への対応が切実なものとなっている。

さらに、里地里山をはじめとする美しい農山漁村の保全、水や緑の豊かな都市空間の創出など、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する志向が高まっている。

こうした中、自然と共生した潤い豊かな社会の形成を目指すため、美（うるわ）しくゆとりある県土利用をさらに進め、県土利用の質的向上を図ることが特に重要となっている。

(ウ) 人々の価値観やライフスタイルの多様化の中で、宅地や建物、道路、緑地など個々の土地利用を一連のものとしてとらえて快適性や安全性を考えていこうとする意識が高まっている。

また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、例えば、都市近郊での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況が見られる。

このため、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互関係の深まりや多様な主体の関わりが増大などを踏まえ、県土利用について総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。

(2) 県土利用の基本方針

今後の県土の利用に当たっては、前述の県土利用をめぐる現状や課題を踏まえ、限られた県土資源の有効利用と適切な維持管理を図ることにより、県土をより良い状態で次の世代へ引き継ぐ「持続可能な県土管理」を行うことが重要である。

(ア) 宅地などの都市的土地利用については、県民生活の向上や経済活動の展開を考慮し、自然との調和、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進等により、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。

他方、農用地や森林、河川などを含む自然環境の保全のために維持すべき自然的土地利用については、地球温暖化防止、水や大気といった自然循環システムの維持、食料の安定供給の確保、生物多様性の確保*等に配慮しつつ、適正な保全と利用を図る。

土地利用の転換については、転換された土地利用の復元が容易でないことや自然環境に与える影響等を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

*生物多様性の確保・・・多くの生物や生息環境が健全な状態で保全されていること

(イ) 県土利用の質的向上に関しては、①安全で安心できる県土利用、②循環と共生を重視した県土利用、③美（うるわ）しくゆとりある県土利用の三つを基本とする。

① 安全で安心できる県土利用

災害に対する地域ごとの特性や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえた適正な県土の利用を基本とし、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、ライフラインの安全性の向上、河川の改修、砂防設備や治山施設の整備などによる水系の総合的管理、農用地や森林の管理保全による県土保全機能の向上等を図ることにより、災害に強い県土づくりを進めていく必要がある。

② 循環と共生を重視した県土利用

地球温暖化防止対策をはじめとする地球環境の保全は人類共通の課題であり、健全で恵み豊かな環境を次の世代へ継承するため、環境への負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮等により、人と自然とが共生する持続的発展が可能な県土利用を進める必要がある。

③ 美（うるわ）しくゆとりある県土利用

地域の豊かな自然、美しい農山漁村・都市景観、歴史的まちなみ等の人や自然の営みを次の世代に引き継ぐためにも、潤い豊かで個性ある景観の保全・形成等を進め、地域が主体となってその魅力や資源を守り育み、その質を総合的に高めていくことが重要である。

このため、棚田をはじめとする里地里山の保全、水や緑に親しむ都市空間の整備、歴史的・文化的風土の保存等を進め、自然的・社会的条件等を踏まえた美（うるわ）しくゆとりある県土利用を進める。

(ウ) 土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体の関わりの増大を踏まえ、地域においては、県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図り、それぞれの地域の実情に即した取組を行う必要がある。

また、人口減少や農林水産業の担い手不足等により県土の管理能力の低下が懸念される中で、国や県、市町村、土地所有者等による管理に加え、都市住民や企業・NPO等多様な主体による森づくりや農地の保全、地産地消の取組等、県民一人一人がその一翼を担う協働による県土管理を促進していく必要がある。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向は、以下のとおりとする。

(1) 都市（人々が密集して生活・生産活動を展開している地域）

人口減少と高齢化の進展等により、市街地における人口密度の低下などが予想されることから、これを環境負荷の少ない、豊かで暮らしやすい都市形成のための好機ととらえ、安全でゆとりある都市環境を整備することが重要となっている。

このため、日常生活に必要なサービスを身近な生活圏において確保することができるまちづくりを推進する。既成市街地においては、再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。

また、都市と周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進するとともに、新たな土地需要がある場合には、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とし、既存の低未利用地の再利用を優先させながら、効率的な土地利用を図る。

あわせて、美しいまちなみ景観の形成、豊かな居住環境・緑地及び水辺空間に配慮した自然環境の再生・創出などにより、美（うるわ）しくゆとりある環境の形成を図

る。

(2) 農山漁村（自然的地域のうち人為的な影響が強い地域）

優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化のため、地域住民を含む多様な主体の参画や景観・生態系の維持・形成を図るとともに、農業生産条件が不利な地域においてはその是正のための取組等を推進する。

特に中山間地域における農山漁村においては、過疎化、高齢化が進み、集落の担い手不足による耕作放棄地の増加や森林の荒廃、農林水産業における生産活動の低下等による公益的機能の弱体化、さらには貴重な伝統文化の消滅、地域コミュニティの崩壊の危機といった様々な問題が生じている。一方で、中山間地域は食料や水の供給地として重要な役割を有し、県民の憩いと安らぎの交流空間としての役割を担っており、都市との機能分担や交流・連携を促進することにより、県土の適切な管理と保全を図る。

(3) 自然維持地域（自然環境の保全のために維持すべき地域）

原生的な自然やすぐれた自然の風景地、また、野生生物の重要な生息・生育地となっており、生物の多様性を確保する観点から適正に保全することが必要である。

また、自然環境が劣化している場合には再生し、野生鳥獣の保護と被害対策、外来生物の侵入防止の推進により、野生生物の生息・生育空間の確保を図る。

さらに、自然体験型の環境学習など自然とのふれあいの場としての利用を図る。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

県土の利用区分は、農用地（農地、採草放牧地）、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地（住宅地、工業用地等）、その他とし、利用区分別の県土利用の基本方向は、次のとおりとする。

なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心できる県土利用、循環と共生を重視した県土利用、美（うるわ）しくゆとりある県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要がある。

(1) 農用地

農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業が将来にわたり持続的かつ安定的に発展するよう、効率的な利用と生産性の向上に努める。また、農産物の長期的な需給動向を考慮し、県内の農業生産力の維持強化に向け必要な農用地の確保と整備を図るとともに、とりわけ近年大きな課題になっている耕作放棄地について、発生防止や復元に努める。

また、食料の安定供給をはじめ、県土・自然環境の保全、美しい景観の形成、地域文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が適切に発揮されるよう努める。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点から、保全も視野に入れ計画的な利用を図る。

(2) 森林

人々の意識が快適で安心できる暮らしや心の豊かさを重視する方向へと変化している中、木材などの生産、水源のかん養、山地災害の防止、地球温暖化の防止などの多面的な役割を果たしている森林の役割が改めて見直されている。このため、林産物の安定供給のほか森林の持つ公益的機能を高める森づくりを推進し、より健全で豊かな姿を次の世代に継承できるよう努める。

さらに、原始的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

(3) 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から、保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、農業用排水施設の整備等に必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系*の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース等多様な機能の維持・向上を図る。

*健全な水循環系・・・流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に、ともに確保されている状態

(5) 道路

一般道路については、経済活力の向上や広域的な交流・連携による豊かな地域づくりを促進するため、施設の適切な維持管理を通じて持続的な利用を図るとともに、整備に当たっては、安全性、快適性等の向上や環境の保全に十分配慮しながら、必要な用地の確保を図る。都市においては、道路緑化の推進等沿道環境に配慮し、良好な環境の保全・創造に努める。中山間地域における農山漁村においては、医療や福祉、教育、文化施設と集落を結ぶ日常生活に密着した道路を地域の実情に合わせて整備する。

また、農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全と調和に十分配慮する。

(6) 宅地

住宅地については、快適で豊かな住生活の実現や秩序ある市街地形成のため、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境の形成を図る。特に都市地域においては、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

工業用地については、環境の保全等に配慮し、グローバル化・情報化の進展等に伴

う産業の高付加価値化や構造変化、さらには地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。

商業用地などその他の宅地については、市街地再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

(7) その他

都市の低未利用地については、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図る。耕作放棄地については、所有者等による適切な管理に加え、市民農園等都市住民による利活用など、多様な主体の参加を促進することなどにより、農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じた有効利用を図る。

また、瀬戸内海沿岸域については、環境の保全と県民に開放された親水空間としての利用を図るとともに、海岸の保全を図る。

第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び概要

- 1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標については、目標年次を平成29年、人口と世帯数をそれぞれ190万人、73万世帯と想定し、次表のとおりとする。なお、目標の数値については、今後の経済社会の動向により変動する可能性がある。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha, %)

利用区分	年次	基準年次	目標年次	構成比	
		平成18年	平成29年	18年	29年
農用地		73,100	69,900	10.3	9.8
農地		70,800	67,600	10.0	9.5
採草放牧地		2,300	2,300	0.3	0.3
森林		483,900	483,800	68.0	68.0
原野		3,500	3,500	0.5	0.5
水面・河川・水路		31,000	31,200	4.4	4.4
道路		28,600	29,200	4.0	4.1
宅地		36,800	37,800	5.2	5.3
住宅地		21,200	21,600	3.0	3.0
工業用地		5,400	5,600	0.8	0.8
その他の宅地		10,200	10,600	1.4	1.5
その他		54,400	56,000	7.6	7.9
合計		711,300	711,400	100.0	100.0
(参考)市街地		19,800	19,800	—	—

注 1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

2) その他の宅地は、主に商業用地や官公署用地等である。

3) その他は、県土面積から各利用区分の面積を差し引いたものである。

4) 平成18年欄の(参考)市街地面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

5) これまで本県における土地利用状況、人口、産業等の自然的、社会的条件を考慮して県南部と県中北部を区分して目標を設定していたが、今後の人口・世帯数の減少傾向や農地や森林の保全等、県内全域共通の課題が増加していることから、全県を一地域とする。

2 概要については、次のとおりである。

(1) 農用地については、農地転用や耕作放棄によって減少傾向にあるが、農業生産力の維持強化を図ることにより減少幅を縮小させることとし、69,900 ha程度となる。

(2) 森林については、適切な整備と保全を図ることによりほぼ現状を維持し、483,800 ha程度となる。

(3) 原野については、近年の推移から現状を維持し、3,500 ha程度となる。

- (4) 水面・河川・水路については、河川改修等により増加し、31,200 ha 程度となる。
- (5) 道路については、一般道路等の整備により増加し、29,200 ha 程度となる。
- (6) 宅地のうち住宅地については、増加はするものの世帯数の減少により伸びが鈍化することが見込まれ、21,600 ha 程度となる。
工業用地については、企業誘致の推進等により増加し、5,600 ha 程度となる。
その他の宅地については、低未利用地の有効利用等により伸びが鈍化し、10,600 ha 程度となる。
- (7) その他については、他の土地利用の動向を踏まえて増加すると見込まれ、56,000 ha 程度となる。
- (8) 市街地の面積については、人口・世帯数の減少により拡大傾向が鈍化することが見込まれるため現状のまま推移し、19,800 ha 程度となる。

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するためには、公共の福祉を優先させるとともに、それぞれの地域の独自性を踏まえた土地利用が図られるよう努める必要がある。

1 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用や、本計画及び県・市町村の土地利用に関する計画により、土地利用の計画的な調整を推進する。

2 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を図ることにより、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、都市及び農山漁村における生活環境や自然環境を含めた総合的環境の整備を図る。

3 県土の保全と安全性の確保

県土の保全と安全性の確保のため、災害に強い県土づくりを推進する。

(1) 県土の保全

風水害、高潮、地震等への対応に配慮し、河川の流域全体の土地利用の調和を図りつつ、水系ごとの治水施設の整備や海岸保全施設など県土保全のための施設整備を推進する。

(2) 森林機能の向上

森林の持つ水源のかん養、山地災害の防止といった公益的機能の向上を図るため、河川の流域を基本的な単位とし、間伐等による森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進める。

このため、林業の担い手の育成を図るとともに林道の整備や高性能の機械の導入等を進め、林業・木材産業の強化を図る。あわせて、森づくりへの県民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための環境を整備する。

(3) 県土の安全性の向上

基幹的交通や通信ネットワークの代替性の確保等を図るとともに、ライフラインの安全性の向上、オープンスペースの確保、危険地域についての情報の周知を図る。

4 環境の保全と美（うるわ）しい県土の形成

(1) 低炭素社会の構築

地球温暖化防止対策を推進するため、良好な大気の保全、太陽光・バイオマス等の新エネルギーの導入、都市における環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の利用促進などに取り組み、環境負荷の小さな経済社会の形成に向けた適切な土地利用を図る。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図る。

(2) 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分留意しつつ、必要な用地の確保に配慮する。

(3) 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、建築物等の適切な配置等により土地利用の適正化を図る。

また、居住系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用を進め、必要に応じて緩衝緑地の整備を行う。

(4) 健全な水循環系の構築

農用地や森林の適切な維持管理、生活排水等の浄化の推進、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復を図ることにより、健全な水循環系の構築を図る。

特に、児島湖をはじめとする湖沼等の流域における水質の保全のため、生活排水等による汚濁負荷の削減対策に努める。

(5) 自然環境の保全

ブナの原生林や天然杉の生育地等原始的な自然、野生生物の生息・生育に適した自然や景観のすぐれている自然については、規制等により適正な保全を図る。二次的な自然*については、農林業の振興とこれに伴う施設整備、さらに民間・NPO等による保全活動の促進を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、それぞれの地域の特性や状況に応じて自然の再生・創出を図る。

この場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生態系の維持・形成に配慮する。

*二次的な自然・・・里地里山を構成する水田やため池、雑木林、採草放牧地など人が手を加えることによって管理、維持されてきた自然

(6) 歴史的・文化的風土の保存等

歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制と誘導を行う。

また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しいまちなみや緑地・水辺の創出、農山漁村においては、棚田や里山などの保全により景観の維持・形成を図る。

(7) 大規模な開発行為等における環境への配慮

大規模な開発を行う場合には、その事業の実施に際し環境影響評価等を行うこと、公共事業等の位置・規模等の検討段階において事業の特性を踏まえつつ環境的側面の検討を行うことなどにより、環境への影響に十分に配慮し、土地利用の適正化を図る。

5 土地利用の転換の適正化

(1) 自然的・社会的条件の勘案

土地利用の転換を図る場合には、その影響に十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行う。

(2) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養*に留意し、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

*森林の保続培養・・・現存の森林資源の合理的、計画的な維持改善

(3) 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業

や地域景観等に及ぼす影響に留意し、農用地以外の土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し優良農用地の確保を図る。

(4) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保や環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画等との整合を図る。

(5) 混住化の進行する地域等における土地利用の転換

農用地や宅地が混在する農山漁村において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、関係する制度の的確な運用等により農用地と宅地相互の土地利用の調和を図る。

6 土地の有効利用の推進

(1) 農用地

農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、担い手への農用地の利用集積を促進する。また、利用度の低い農用地の有効利用を図るため、農業生産法人以外の法人へのリース方式による農業参入や都市住民による市民農園としての利活用等、地域の実情にあった必要な措置を図る。

(2) 森林

森林の多面的機能を高めるため、間伐等の推進、広葉樹林・針広混交林への誘導を図り、健全な森林を育成するとともに、林業の持続と発展を図る。

また、美しい景観や自然とのふれあい、癒しの場として価値の高い森林については、森林環境教育やレクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。加えて、森林の整備や地球温暖化防止のため、県産材の積極的な利用及び木質バイオマスの利活用を促進する。

(3) 水面・河川・水路

治水・利水の機能や生物の多様な生息・生育環境の維持のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

(4) 道路

道路整備に当たっては、公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化、道路緑化等を推進し、良好な道路景観の形成と道路空間の有効利用を図る。

(5) 住宅地

安全・安心で美しく豊かな居住環境の整備を促進する。また、中心市街地における既存の住宅ストックの有効利用などによる街なか居住の促進や、耐久性に優れた住宅の普及等による住宅の長寿命化などを通じて持続的な利用を図る。

(6) 工業用地

戦略的な企業誘致活動等により、既存の工業団地のうち未分譲地等の利用促進を図るとともに、次世代の成長産業を見据えた工業用地の整備を進める。

(7) その他

耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全のため、周辺土地利用との調整を図りつつ、担い手への利用集積等による営農の再開や市民農園、景観作物の植栽等による保全管理により、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、農地への復元が著しく困難な土地については、豊かな自然環境の保全・回復に配慮し、森林への転換等農用地以外の有効利用を図る。

また都市地域における低未利用地については、県土の有効利用及び良好な都市環境の形成のため、計画的かつ適正な活用を促進する。

7 協働による県土管理の推進

土地所有者以外の者が県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起などの効果が期待できる。

このため、国、県、市町村や土地所有者等による適切な管理に加え、都市住民や企業・NPO等多様な主体による森づくり活動や農地の保全管理活動への参加、地産地消の推進による優良農用地の確保、住民参加による道路や河川の保全など、土地所有者、地域住民、行政、他地域の住民等多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画していく「協働による県土管理」を推進する。

8 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発等

県民の県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、国土調査や土地基本調査等県土に関する基礎的な調査を推進し、その総合的な利用及び調査結果の普及・啓発を図る。

また、今後の県土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、概ね5年後に本計画の総合的な点検を行う。